

平生町告示第27号

平成18年第6回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成18年12月4日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成18年12月15日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

新本 俊彦君	淵上 正博君
藤村 政嗣君	山名 喬二君
細田留美子さん	柳井 靖雄君
河内山宏充君	河本 史朗君
吉國 茂君	鍛冶原重雄君
福田 洋明君	川本 健吾君
平岡 正一君	

12月22日に応招した議員

安村 忠男君

応招しなかった議員

増野 洋樹君	曾田 文彦君
--------	--------

平成18年 第6回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成18年12月15日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成18年12月15日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 平成18年度平生町一般会計補正予算
- 日程第5 議案第2号 平成18年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第6 議案第3号 平成18年度平生町佐合島渡船事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第4号 平成18年度平生町交通災害共済事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第5号 平成18年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第6号 平成18年度平生町老人医療事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第7号 平成18年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第8号 平成18年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第9号 平成18年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第10号 平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第14 議案第11号 平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第12号 義務教育小学校児童及び中学校生徒の通学費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第13号 平生町児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第14号 平生町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第15号 ひらおハートピアセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第16号 平生町農村コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 日程第20 議案第17号 山口県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第21 議案第18号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第22 議案第19号 柳井地区広域消防組合規約の変更について
- 日程第23 議案第20号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第24 議案第21号 字の区域の変更について
- 日程第25 一般質問及び質疑
- 日程第26 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(8日間)
- 日程第4 議案第1号 平成18年度平生町一般会計補正予算
- 日程第5 議案第2号 平成18年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第6 議案第3号 平成18年度平生町佐合島渡船事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第4号 平成18年度平生町交通災害共済事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第5号 平成18年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第6号 平成18年度平生町老人医療事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第7号 平成18年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第8号 平成18年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第9号 平成18年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第10号 平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第14 議案第11号 平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第12号 義務教育小学校児童及び中学校生徒の通学費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第13号 平生町児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第14号 平生町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第15号 ひらおハートピアセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第19 議案第16号 平生町農村コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第17号 山口県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第21 議案第18号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第22 議案第19号 柳井地区広域消防組合理約の変更について
- 日程第23 議案第20号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第24 議案第21号 字の区域の変更について
- 日程第26 委員会付託

出席議員（13名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 新本 俊彦君 | 2番 淵上 正博君 |
| 3番 藤村 政嗣君 | 5番 山名 喬二君 |
| 6番 細田留美子さん | 7番 柳井 靖雄君 |
| 8番 河内山宏充君 | 10番 河本 史朗君 |
| 11番 吉國 茂君 | 12番 鍛冶原重雄君 |
| 16番 福田 洋明君 | 17番 川本 健吾君 |
| 18番 平岡 正一君 | |

欠席議員（3名）

- | | |
|------------|------------|
| 9番 増野 洋樹君 | 13番 曾田 文彦君 |
| 15番 安村 忠男君 | |

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- | | |
|-----------|-----------|
| 局長 角田 光弘君 | 書記 吉岡 文博君 |
|-----------|-----------|

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|------------------------|--------|-----------|--------|
| 町長 | 山田 健一君 | 教育長 | 合頭 興亞君 |
| 政策調整室長兼出納室長 | | | 佐竹 秀道君 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | | | 高木 哲夫君 |

企画課長 吉賀 康宏君 町民課長 田尾 正昭君
税務課長 洲山 和久君 健康福祉課長 河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長 松井 稔君
建設課長 安村 和之君 佐賀出張所長 木谷 巖君
教委総務課長 福本 達弥君 教委社会教育課長 弘中 賢治君

午前9時00分開会・開議

議長（平岡 正一君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成18年第6回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（平岡 正一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、河内山宏充議員、河本史朗議員を指名いたします。

・

日程第2．会期の決定

議長（平岡 正一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの8日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決しました。

・

日程第3．諸般の報告

議長（平岡 正一君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌、議員派遣の報告のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成18年10月分、11月分及び12月分の例月出納検査の結果報告及び地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告は、お手元に配布のとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

・

日程第4．議案第1号

日程第5．議案第2号

日程第6．議案第3号

日程第7．議案第4号

日程第8．議案第5号

日程第9．議案第6号

日程第10．議案第7号

日程第11．議案第8号

日程第12．議案第9号

日程第13．議案第10号

日程第14．議案第11号

日程第15．議案第12号

日程第16．議案第13号

日程第17．議案第14号

日程第18．議案第15号

日程第19．議案第16号

日程第20．議案第17号

日程第21．議案第18号

日程第22．議案第19号

日程第23．議案第20号

日程第24．議案第21号

議長（平岡 正一君） 日程第4、議案第1号平成18年度平生町一般会計補正予算から、日程第24、議案第21号字の区域の変更についてまでの件を一括議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

今年も既に12月中旬を迎えまして、年の瀬という気ぜわしい時期になってまいりました。暮れ行く2006年のカウントダウンとして刻々と時を刻む時計の音に、いかなる状況にあろうとも規則正しく歩みを進め、自分の使命を全うするという強い意志を感じているところであります。

今年の気象は、日照不足、猛暑、酷暑の夏から、初秋には秋雨前線に煩わされるとともに、台風の襲来もあり、さまざまな季節の特徴を感じることができました。毎年発表される米の作況指数は、日照不足と台風13号が原因で、山口県平均は90、特に、西部が大きな痛手を受けたとのことであります。10月に入りますと、本当にこれぞ日本の秋であるという印象の強い、まさ

に「天高く空気澄み渡り馬肥ゆる」という形容がぴったりの雨の少ない1カ月間であります。しかし、ここに来て本格的な冬の様相を呈する気象となってまいりました。

そのさなか、定められました第6回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず多数の御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、9月定例会以降の諸般のことや1年の出来事について触れてみたいと思います。

まず、不肖私の町長選挙3選につきまして、議会のみなさんと町民の皆様方に対し、心からお礼を申し上げたいと存じます。2期8年の行政運営に一定の評価を賜り、改めてその無投票という審判に責任の重大さを痛感いたしておるところであります。顧みますれば、平成10年の町長選挙におきまして、町民の方々の負託を受けて、吉永茂氏、松岡英介氏、中川繁二氏、松岡敬祐氏という歴代の町長さん方の幾多の功績の後を受けることになり、その身の引き締まる思いは今もって記憶に新しく、体の隅々にそのときの感激と使命感の余韻が残っているところでもあります。私自身、県議会や国政の場を経験したとはいえ、この8年間の一首長としての職務は、議員の時代とは違ったやりがいや重責を感じるものであり、また、月日の経過は驚くばかりの速さでありました。対話の推進や協働のまちづくりを掲げて行財政基盤の確立を念頭に鋭意努力を重ねてまいりましたが、その過程は、試練と苦難の連続であったように思います。しかしながら、こうして町政を大過なく運営できておりますのも、これもひとえに議員の皆様方や職員をはじめ、町民の御理解の賜物であると、重ねて感謝申し上げます。今後、向こう4年間の町政を預かる責任はなお一層重いものがあると、当選の栄に浴させていただいた瞬間から私自身の胸に深く刻まれております。選挙の際に申し上げました「安全・安心 元気なまちづくり」をテーマに、町民の安全と安心を確保していかなければなりません。あわせて少子高齢化の中、子どもが夢を持ち、将来に向けて羽ばたいていける環境づくりの整備が優先されるものと認識いたしております。そのためにも行財政基盤の確立は喫緊の課題であり、第四次行政改革大綱や集中改革プランに示しました21年度までの向こう3カ年でその成果が上がるよう、真摯に取り組みをしていく覚悟であります。

市町合併においても、合併新法の期限である同じ21年度までに方向づけをしていかなければなりません。当面は熊毛郡3町の共同歩調の礎を構築し、この地域の大同団結に向けて精力的に推進を図っていきたくと考えております。

また、これまで進めてまいりました協働のまちづくりを本格化させていく時期でもあると考えております。行政と町民の役割分担を整理し、地域に住む人々が連帯意識の中で「自助、共助、公助」と言われる社会構造の原点に立ち返って、元気で過ごしていけるまちづくりにまい進できるよう、ともに支えあい助け合っていかなければなりません。

懸案の財政問題につきましては、国の地方財政対策の激変により、地方の自治体は苦しい状況が続いておりますが、協働のまちづくりをテーマに町民に理解をいただいて、痛みを分かち合いながら進めているところであります。緊縮財政を進めたことで、普通会計における起債残高は一時期のピークを乗り切り、漸減か、あるいは横ばいで推移するところまで落ちてまいりました。しかしながら、下水道会計など特別会計におきましては、残念ながら事業の進捗を図るためには起債も必要であり、一般会計は減少してもこちらは膨らんでいるのが実態であります。これらにあわせて一部事務組合の起債償還も実質公債費比率に反映されることになり、現在18%以下でありますものの、ボーダーラインぎりぎりの状況下に位置しているのではないかと注意をいたしておるものであります。中期財政見通しで示しております財源不足は平成19年度が3億3,000万円、20年度が4億5,000万円、21年度が6億円というものであります。この積算ベースは、歳入にあつては堅実型を基本に厳しく見積もっておりまして、歳出は現状の行政サービス水準を維持するものと仮定してのものであります。集中改革プランによる歳出の削減要素は含まれていないわけでありまして、歳入という枠の中で優先順位をつけて、行政サービスの縮減や廃止など、取捨選択の中で運営していかざるを得ないというふうにご考慮しております。

このように、厳しい状況からなかなか好転の兆しも見えないところでありますけれども、これからにつきましても、本町の活性化の取り組みに遅れがあつてはなりません。頑張る地方を実証する上でも、風力発電の増設計画に基づく観光面の充実や自主財源の確保、海王丸で全国発信できた阿多田半島の国有地の利活用、旧ゴルフ場跡地への民間活力の導入など、実現させなければならぬプロジェクトがいよいよ大詰めを迎えてまいりまして、この時期における重要課題であると認識いたしております。議会の皆様や町民の方々の理解や協力をいただきながら、よりよい平生町の創造を目指す決意であります。その意味で、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますように、重ねてお願いを申し上げます。

次に、秋の行事や今年を振り返って、いろいろのことに触れておきたいと思つております。

まず、この秋のイベントの中で特筆すべきは、何といたしても「海王丸」の来港であります。改めて、来港に当たって御協力をいただきました関係各位に対し、深甚なる感謝の意を表しておきたいと思つております。おかげで天候にも恵まれ、幾多の町内外の人々で、あの広い埠頭があたかも沈みそうな錯覚を覚えました。来場者もカウントできただけで2万8,207人、優に3万人を超える人が集まったのは、平生町の長い歴史の中でも後にも先にも初めてではないかと思つております。海王丸の雨宮船長をはじめ、船員の方々からも人情味あふれる本町の対応や町民の接遇に感謝の言葉をいただきました。本当に記憶に残る1年となったと喜んでおります。中でも、子どもたちに夢を与えることができたということでは、言葉にあらわせないほどの喜びがあります。広報でも紹介させていただきましたけれども、海王丸の話題が子どもたちの日常会話の中心

になり、自分と海王丸をオーバーラップさせて夢の実現に向けて大いに想像力をたくましくしたものだと思っております。海王丸は年明けにハワイへの航海が予定されていると聞いております。実習生たちの技術の高揚と記憶に残る訓練となりますように、航海の安全をお祈り申し上げたいと思います。

次に、船に関係して佐合島航路が田布施町との航路統合により48年間の歴史にピリオドを打ったことも、一つの大きなインパクトのある話題であります。合併協議の際から航路統合が項目に上がり、佐合島民の御理解を得ながら進めてきたところでありますが、いざ統合となると島民の不安が増幅し、いろいろ要望も上がってきているところであります。今後におきましても、島民唯一の交通手段でもありますので、馬島の方々とも協議を重ねながら利便性と安全確保を図っていきたいと考えております。

全国の自治体で策定を義務づけられておりました国民保護計画につきましても、8月と10月に平生町国民保護協議会を開催し、幾多の意見をいただきましたが承認をいただきまして、11月に県に対して正式に協議をいたしております。県下22市町ある中でトップでの協議でありまして、担当課の努力に対して労をねぎらってやりたいと思っております。

行政評価の取り組みにつきましても報告しておきます。平成17年度の事務事業について第1次評価を担当課でいたしました。その事務事業の数は249項目に及び、「やや不適切」、「不適切」の評定をしたもの62項目が行政評価委員によって第2次評価の対象となったものであります。今月5日と13日の行政評価委員会によって合同の審議、協議がなされ、まだまだ時間を要しますが、結論が出されるものと期待をいたしております。

安全・安心のまちづくりにおきましても、町民の多大な御協力をいただいているところであります。さきに行われました青少年健全育成大会の席上、それまでに応募をいただきました「子ども見守り隊」と「子ども110番」の車の指定については、88人の方々の御協力がありまして、散歩や買い物などで黄色い腕章をかけた人々による下校途中の子どもたちを地域で温かく見守っていく態勢が構築されました。

地域イントラネット整備事業も情報の共有化を図る上で、安全・安心の環境整備に寄与するものであります。おかげさまで、順調に工事が進捗いたしておりますので報告いたしておきます。

また、エネルギー問題につきましても、二酸化炭素の排出量マイナス6%の活動が各界、各層で行われているさなかであります。本町におきましても、地域新エネルギービジョンを策定した後もその実施計画について策定中であります。地域の資源がいかに有効に利用できるか、地道な研究を続けてまいりたいと考えております。

話題が変わりますが、今年の世相を象徴する漢字に「命」が選ばれました。今、いじめや自殺で連日のように悲しい報道が続いております。なぜいじめがなくなるのか、なぜ自分で命を

粗末にしてしまうのか。北海道の滝川市、岐阜の瑞浪市、福岡筑前町などで事件の実態に触れるたびに、不適切な対応や調査不足による正確な状況把握の遅れなどもさることながら、これらの現象は今の大人社会の陰の部分を書しているものと思われ、今の社会に警鐘を乱打しているものと思います。それは、例えば飲酒運転が後を絶たないことから明白であります。飲酒をしてからの運転は、当然、ドライバーが悪いことはわかっているながらも、なぜハンドルを持つのか、理性の欠如だけでは片づけられないと思っております。子ども社会のいじめ同様、なくならないところに現代社会の闇の部分が存在いたしております。一刻も早く大人社会自らが考え方や行動を改めて、子どもたちの手本となるような社会環境を届けてやりたいものだと、つくづく感じております。

教育問題の一つとして、学校施設等の耐震化の問題もあります。学校施設として3校を抱えている中、本町は早い段階で校舎鉄筋化率100%を実現してきました。それゆえに、昭和56年以前の建物がほとんどを占めておりまして、耐震化実施の対象建物ばかりであります。第一次診断とコンクリート圧縮強度調査を踏まえ、平成19年度から5年間を第1期と位置づけて耐震化改修計画を策定し、子どもたちの教育のハード面の環境整備に取り組んでいく予定であります。

自主防災組織の普及にもこの1年間取り組んでまいりました。消防署などの協力を得て、消火訓練や防災訓練を実施してきましたが、中でも話題に上るのは、尾国地区の自主防災組織普及促進事業であります。県の助成を受けて、3回にわたる図上訓練や実地訓練に取り組みましたが、地域のことは地域で守るという「自助、共助」の意識のあらわれを感じることができまして、もしもに備えての意識高揚には大いに役立ったものと思っております。

次に、消防組合の負担金のことについて触れておきます。今年度予算につきまして、構成団体間の意思疎通を欠き、一部事務組合予算が賛成多数という前代未聞の議決となってから、上関町ともども負担割合の改正に向けて鋭意努力を重ねてまいりました。協議の結果として議案説明でも申し上げますが、均等割を5%、人口割を95%とすることで決着いたしました。本年度から経過措置は設けますが、国勢調査の結果、本町の人口割合の増加で負担の軽減にはなかなかつながらず、組合自体の行政改革にも注視していかなければならないと思っております。

広域的な課題として上げられるもう一つのことは、周東総合病院での小児科が来春休止することが濃厚となっていることでもあります。山口大学が医師不足により派遣医師を引き上げることとなり、その対策として、県外の大学への打診やインターネットでの公募をしたにもかかわらず不調に終わり、反響がないという極めて由々しき状況になっております。乳幼児の子育てについて入院施設がないということは、子育て世代の若者たちの不安が増すばかりであります。原因として上げられることは、医師を志す者の中に小児科医への希望が少ないということや、開業希望者が多く、それゆえに公立病院等への勤務を希望する者が少ないということが言われております。

この地域の安全と安心を確保することが若者定住のための環境整備を推進することにもなりますので、今後とも粘り強く交渉していくべきと考え、当面、管轄の医師会での当番医制的な制度確立が言われておりますが、つけ焼き刃的な方法ではなく、将来を見通した体制を構築していく強い意思が必要だと思っております。地域が一体となってこの難局を打開していくことを共通認識として、課題を共有して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

町内の出来事の中で、最後になりますが、監査委員が交代されました。10月の臨時会で御承認いただきました新開の中嶋さんに、今、その任に当たっていただいているところでありますが、前任者の河本栄治さんにありましては、我々にない企業感覚を持っている御指導いただき、御指摘も受けたところであります。この一つの財産を大事に守り、本町の行財政基盤の確立に努めてまいりたいと考えております。2期8年間務められました河本さんには、改めて感謝の意を表したいと思えます。

次に、国内での話題に触れておきます。

地方自治体での不祥事が続いております。9月の際には、岐阜県などの裏金問題が発覚したことでそのことに触れさせていただきましたけれども、今回は「官製談合」や「やらせ」など、由々しきことばかりであります。特に、福島県知事、和歌山県知事の逮捕は、個人としての公人の意識の薄さと県知事への権限集中の何物でもない結果であり、多選の弊害と一口に言えるものではありませんけれども、権力の中枢に座ることが長引けば、おのずと浄化作用が希薄になることが実証されたのではないかと考えます。続いて宮崎県知事の談合への関与が取りざたされ、県議会の不信任決議案可決から辞職に追い込まれ逮捕されたように、地方分権改革とは言いながらも、これほど事件が発覚していけば、改革の必要性を感じながらも国民の意識や支持がどうなるのか、安心して地方に任せられないとなると、先行き不透明の社会にさらに拍車をかけるのではないかと思っております。国においても社会保険庁の改革問題、小泉内閣時代の国民の意思の吸い上げ策であったタウンミーティングでのやらせやむだ遣い、高等学校における履修科目の必修漏れの問題など、教育基本法改正のさなか、目先の問題ではなく、将来のビジョンに基づいた真摯な対応が求められているのではないのでしょうか。「のど元過ぎれば熱さを忘れる」とも言います。その場しのぎではいい改革はできません。将来を担ういい人材を育てることもできません。いま一度、家庭教育の原点に立ち返って大人が反省することからスタートしたいものであります。教育基本法冒頭の「国を愛する心の醸成」をいかに実現していくのか。日本の将来の命運がかかっているといっても過言ではありません。教育再生会議も安倍内閣の重点施策として立ち上げられており、大いに期待したいところであります。ところが、この議論の中身はいじめを防ぐこともあるのですが、伝わってくるのはいじめを防ぐことではなく、いじめが起きた後の処分をどうするかということが中心のように伝わってまいります。罰すればそれで問題解決ということ

にはなりません。こうした対症療法的な施策ではなく、教育再生に向けて、もっと深く広い議論を願いたいと思っております。戦後から現在に至るまで、一番大きく変化したのは親と子どもの関係であり、家族、家庭のあり方だと思います。子どもの健全な育成のため、学校・家庭・地域の連携が言われ続けてまいりましたが、問題や事件の発生を安易に学校や教員の責任に転嫁し過ぎてはいないか。加えて、マスコミの過熱報道の影響など、社会全体でとらえ直して解決策を見出していかなければいけない時期だと思っております。

2点目に、地方分権改革推進法案が今国会で成立をいたしました。国から地方への権限移譲をするための基本方針や手続を盛り込んだものでありますが、3年間の時限立法で、基本理念は自治体が自らの判断と責任で運営することを促進すると言いつつ、国から地方への権限移譲と税源配分のあり方などを検討課題といたしております。地方分権に関連して、三位一体改革は約4兆7,000億円の国庫補助金の削減、約5兆1,000億円の地方交付税の抑制の一方、国から地方への税源移譲は約3兆円にとどまり、地方にとっては極めて不十分なものとなっております。法律の附帯決議として、推進計画の策定に当たっては地方自治体の意見の反映に配慮するよう政府に求めていますので、地方六団体としてもしっかりと足元を固め、結束して対処していかなければなりません。この情勢下、11月29日には全国町村長大会が開催され、新型交付税の来年度導入に当たり、町村の財政運営に支障が出ないよう政府へ配慮を求める緊急重点決議を採択いたしました。あわせて地方分権改革推進法案の早期成立、地方への税源移譲と補助金削減なども要望する大会となりました。こういう機会を大いに利用し、町議会の議長会ともども歩調を合わせてまいりたいと考えております。

三つ目は、我が郷土山口県が大いに期待している安倍内閣の昨今の支持率の低下についてであります。自由民主党においては、昨年の郵政選挙で反対した議員を造反議員として処分し、選挙には刺客まで送り込むという徹底した措置をとりました。1年が経過した今、来年の参議院選挙を控えて、政治家は使い捨てたという言葉とともに造反議員の復党が決まりました。考えてみれば、使い捨てにされたのは有権者ではないでしょうか。一体、政治家としての信念はどこにいったのか、極めて無節操で御都合主義との非難は免れないのではないのでしょうか。そのことは、世論調査で内閣支持率が下がっていることから立証されています。そのせいか、改革姿勢を堅持し改革をとめるなとばかりに道路特定財源の一般財源化をトップダウンで実現しようとしたことが、自民党内での反対の議論が続出し、政府、与党お互いの痛み分けに終わりました。余剰財源の一般財源化という決着は、地方にとって必要な道路はつくっていくというものでありまして、公共事業が削減される中であっても、少なくとも道路整備のための財源は確保されたものと考えております。この財源がなくなることは、格差社会のますますの増長につながり、断じて許すことはできません。先日の全国町村長大会におきましても数々の決議や運動方針を確認した上で、

県選出の国会議員に対しても格差の是正を陳情し、地方の声を政府に届けてほしいとお願いしておきました。一般財源化が地方にとってどういうメリットがあるのか、ガソリン税を負担する有権者の理解を求めることが先決であると思っております。

さらに安倍首相は、国税が50兆円を超える情勢の中にあって、国債発行を今年度補正予算で2兆5,000億円、来年度は4兆4,000億円抑える考えでありまして、また、自民党税制調査会は地方の歳出抑制策として、固定資産税の減免をも視野に入れておるようであります。参議院の幹部は「参議院選を戦いやすい予算を編成すべきだ」、「地方経済の回復は相当立ち遅れている」、「地方交付税は安定的に運営できる手当をしなければいけない」と牽制し、公共事業の配分でも「地方への配慮が必要だ」、「地方が元気にならなければ国全体が元気にならない」と強調しているのが現状であります。「地方の活力なくして国の活力なし」ということは、これまで私どもが口々に言い続けてきたことであります。選挙のためのリップサービスの色彩が強いとも思われますが、地方交付税の安定的な配分は地方の死活問題でもありますから、大いに議論していただきたいと思っております。

最後に、国税が50兆円を超えるという景気回復の中で、景気について触れておきます。景気拡大が戦後最長になりました。11月の月例経済報告では、景気の基調判断を「消費に弱さが見られる」と、1年11カ月ぶりに下方修正いたしました。景気は回復しているとの認識は維持し、景気拡大局面は58カ月となりました。これで高度経済成長期の「いざなぎ景気」、昭和40年の11月から45年7月の57カ月間の最長期間の記録を更新したことになります。しかしながら、我々消費者、生活者には回復の実感が乏しいものであります。いざなぎ景気と比べて経済成長率が5分の1から6分の1にとどまるなど、勢いが緩やかなためでもあります。景気拡大の家計への還元が十分ではないことが原因でもあります。

このように、我々を取り巻く時代や状況であります。地方自治体の一首長として、一意専心、努力を続けていくことをお約束いたしまして、提案いたしました補正予算10件、条例6件、事件5件の議案につきまして、議事日程に沿いまして説明させていただきます。

まず、議案第1号平成18年度平生町一般会計補正予算につきまして御説明いたします。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ5,371万5,000円の追加でありまして、予算総額は、46億3,299万9,000円となるものであります。

始めに、今回の12月補正の中で給料、職員手当、共済費及び退職手当組合負担金等の人件費につきましては、人事異動等に伴いましてそれぞれ調整したものを計上いたしておりますので、これに伴うものにつきましては、費目ごとの説明は省かせていただきたいと思います。

それでは、歳出の主なものを費目順に説明いたします。

歳出につきましては、12ページからであります。

一般管理費では、9月の台風13号の対応に伴う職員時間外勤務手当と、例規集の加除に要する経費の追加が主なものであります。

13ページの情報通信費では、地域イントラ整備事業につきまして、学校間交流システム用ライセンス システム接続用ソフトであります。これを各市町で購入することとしたことに伴い負担金を減額し、備品購入費として組み替えるものが主なものであります。

14ページの交通安全対策費では、自治宝くじの助成金を活用いたしまして、町道天池線に水銀灯を設置するための所要の経費を計上いたしております。

18ページの老人福祉総務費におきましては、台風の接近に伴い敬老会の開催を中止したことから精算減額いたしますほか、介護保険事業勘定特別会計における人事異動に伴う職員人件費の減少に伴い減額するものであります。

19ページにかけましての福祉医療対策費につきましては、県後期高齢者医療広域連合への負担金を新たに計上いたしておりますほか、老人医療事業特別会計への繰出金を増額いたしております。

障害者福祉費では、新たに障害福祉サービス事務処理システムの整備に要する経費を計上いたしております。

20ページの保育所運営費では、法人保育園委託料につきまして、入所人員の増加に伴い追加計上いたすものであります。

22ページの清掃費では、熊南環境衛生組合の負担金について、資源の売却収入が見込めることから減額いたすものであります。また、10月1日から熊南総合事務組合に名称変更していることから組み替えるものであります。

25ページからの漁港建設事業費では、国庫補助事業であります海岸保全事業について、工法協議によりまして測量設計の委託料と工事請負費を組み替えるものであります。また、漁業集落環境整備事業特別会計における使用料などの増額計上に伴い、繰出金を減額するものであります。

27ページの土木総務費では、新たにアスベスト処理対策事業補助金を計上いたしております。

29ページの下水道整備費では、下水道事業特別会計における人事異動に伴う職員人件費の減少などに伴いまして、繰出金を減額するものであります。

30ページの消防施設費では、負担割合の見直し協議が整いましたので、広域消防組合の負担金を追加計上いたすものであります。

35ページ、土木施設単独災害復旧費と平成18年土木施設災害復旧費につきましては、補助事業採択により目を新設いたしまして組み替えるものであります。

36ページの渡船事業費と簡易水道事業費につきましては、おのこの特別会計繰出金を追加いたすものであります。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

前に戻りまして、8ページからであります、10ページにかけましての国庫支出金、県支出金につきましては、歳出で御説明いたしましたおのこの事業に伴います特定財源であります。

11ページの財政基金につきましては、特定財源を除いた必要一般財源を財政基金で措置いたすものであります。諸収入の雑入では、自治宝くじ助成金の計上が主なものであります。町債につきましては、災害復旧事業における補助事業採択に伴います追加及び減額であります。

5ページ、第2表の債務負担行為の補正につきましては、田布施・平生水道企業団新規水道配水管布設工事負担金につきまして変更いたすものであります。第3表の地方債の補正につきましては、災害復旧事業について追加及び変更いたすものであります。

以上、最初に申し上げましたとおり、今回の補正額は歳入歳出それぞれ5,371万5,000円を追加いたしまして、予算総額は、46億3,299万9,000円となるものであります。

なお、37ページから42ページに給与費明細書を掲げておりますが、給与費明細書につきましては、一般会計のほか特別会計の国民健康保険事業、渡船事業、簡易水道事業、下水道事業、漁業集落環境整備事業、熊南地域介護認定審査会事業及び介護保険事業にそれぞれ計上いたしておりますので、その都度の説明は省略させていただきます。

43ページに債務負担行為に関する調書、44ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第2号平成18年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出ですが7ページからであります。一般管理費は、職員の人事異動に伴う減額補正であります。出産一時金や8ページの疾病予防費の人間ドック補助金につきましては、見込みによりまして、それぞれ増額いたすものであります。予備費につきましては、追加計上するものであります。

前に戻りまして、6ページの歳入であります、一般会計繰入金につきましては、出産育児一時金のほか、事業費の確定によりまして、保険基盤安定繰入金などを事業費確定により追加計上いたし、職員給与費につきましては減額いたすものであります。

以上、今回の補正額は46万6,000円の増額でありまして、平成18年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算額は、14億9,284万7,000円となるものであります。

続きまして、議案第3号平成18年度平生町佐合島渡船事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は7ページの歳出であります、佐合島の浮棧橋の修繕に要する経費のほか、共同運航事業に対する応分の負担金の追加計上が主なものであります。

6ページの歳入におきましては、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上、今回の補正は161万9,000円の追加でありまして、平成18年度平生町佐合島渡船事業特別会計予算額は、1,840万3,000円となるものであります。

続きまして、議案第4号平成18年度平生町交通災害共済事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、4ページの歳出におきまして、会員募集の事務処理のための資金を計上いたし予備費を取り崩すものでありまして、予算総額に変更はありません。

続きまして、議案第5号平成18年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきましては、7ページであります。尾国簡易水道で漏水が認められることから、この調査に要する委託料を新たに計上いたしておりますほか、水道管の修繕料や受水費の追加が主な補正内容であります。

歳入につきましては、6ページでありますけれども、主に一般会計からの繰入金を充当するものであります。

以上、今回の補正は119万9,000円の追加でありまして、平成18年度平生町簡易水道事業特別会計予算額は、6,382万3,000円となるものであります。

続きまして、議案第6号平成18年度平生町老人医療事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきましては、8ページであります。見込みによりまして医療給付費を追加計上いたすものであります。

6ページからの歳入につきましては、第三者納付金を除きますと、支払基金交付金などについては負担割合に応じて計上いたすものであります。

以上、今回の補正額は5,465万円の追加でありまして、平成18年度平生町老人医療事業特別会計予算額は、16億4,316万2,000円となるものであります。

続きまして、議案第7号平成18年度平生町下水道事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきましては、7ページからであります。人事異動に伴う職員人件費の減額のほか、下水道管理費におきましては、流域下水道事業維持管理費負担金の追加計上が主な内容であります。

歳入につきましては、6ページであります。雑入の流域下水道事業維持管理費償還金の計上などを追加計上いたし、一般会計繰入金を減額いたすものであります。

以上、今回の補正額は275万6,000円の減額でありまして、平成18年度平生町下水道

事業特別会計予算額は、7億474万3,000円となるものであります。

続きまして、議案第8号平成18年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきましては、7ページからであります。人事異動に伴います職員人件費の減額のほか、漁業集落排水施設管理費において、汚泥処理手数料の追加計上が主なものであります。

6ページの歳入では、漁業集落排水事業分担金と使用料につきまして、見込みによりまして追加計上いたし、一般会計繰入金を減額補正するものであります。

以上、今回の補正額は55万4,000円の減額でありまして、平成18年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算額は、1億6,246万7,000円となるものであります。

続きまして、議案第9号平成18年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、7ページの歳出にありますように、職員人件費を補正いたすものであります。

6ページの歳入につきましては、介護保険事業勘定特別会計からの繰入金で措置いたすものであります。

以上、今回の補正額は1万8,000円の追加でありまして、平成18年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算額は、2,700万8,000円となるものであります。

続きまして、議案第10号平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきましては、7ページであります。人事異動に伴う職員人件費の減額のほか、熊南地域介護認定審査会特別会計への繰出金の追加計上であります。

前に戻りまして、6ページの歳入であります。一般会計繰入金で調整するものであります。

以上、今回の補正額は139万5,000円の減額でありまして、平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算額は、9億1,011万1,000円となるものであります。

以上をもちまして、予算10件の議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第11号平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求することができる者が制限されることとなったため、従来の町民無料の規定を見直す必要が生じてきたことによるものと、第四次行政改革大綱実施計画に基づいて、主に印鑑登録証明などの手数料の金額において近隣自治体との均衡を図るため、現行の「150円」を「200円」に変更するものであります。また、従来、「諸証明手数料」として表記していたも

のを、それぞれ個別具体的に表記するとともに、現状に応じて表の整理などを実施いたすものであります。

続きまして、議案第12号義務教育小学校児童及び中学校生徒の通学費助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、本年10月1日をもって町営佐合島渡船が馬島航路と統合されたことによりまして、渡船名を変更するものであります。

続きまして、議案第13号平生町児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例についてから、議案第16号平生町農村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4議案の条例の一部改正につきましては、本年3月31日をもって平生町公民館等使用料条例を廃止し、4月1日からの平生町教育施設使用料条例の施行に伴う使用料にかかわる規定の変更でございます。

それでは、それぞれの議案につきまして、内容の説明をいたします。

まず、議案第13号平生町児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましては、目的外使用の規定において、平生町公民館等使用料条例などに準じて算出した額を徴収することとしておりましたが、平生町教育施設使用料条例に準じた使用料などを定めるものであります。

続きまして、議案第14号平生町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましては、従来、使用に関する規定がございませんでしたので、運用の中で事業に支障のない範囲において無料にて使用を認めておりましたが、このたび施設を町民に開放して使用できるように規定するものであります。

続きまして、議案第15号ひらおハートピアセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、ひらおハートピアセンターの使用料において、施設の冷暖房使用時の料金規定などを定めるものであります。

続きまして、議案第16号平生町農村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、従来、目的外使用の規定において、平生町公民館等使用料条例などに準じて算出した額を徴収することとしておりましたが、このたび平生町教育施設使用料条例に準用するものであります。

続きまして、議案第17号山口県後期高齢者医療広域連合の設立につきまして御説明申し上げます。

後期高齢者に係る医療につきましては、国の医療制度改革に伴い、健康保険法等の一部を改正する法律が本年6月に公布され、現行の老人保健制度にかわって新たな医療制度が平成20年4月に創設されることになりました。その新たな後期高齢者医療制度の運営主体は、各都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合とされ、その設立期限は平成18年度までとされてお

りますので、本県におきましても、平成19年2月1日に県下全市町加入のもと、山口県後期高齢者医療広域連合を設立するものであります。

続きまして、議案第18号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について御説明申し上げます。

本議案につきましては、ただいま御説明を申し上げました山口県後期高齢者医療広域連合の加入により構成団体数が増加することに伴い、規約の変更をいたすものであります。

続きまして、議案第19号柳井地区広域消防組合規約の変更につきまして御説明申し上げます。

本議案につきましては、冒頭のあいさつの中でも触れましたけれども、関係市町の負担金の均等割と人口割比率を変更したことに伴い、柳井地区広域消防組合規約について、所要の改正を行うものであります。従来は均等割20%、人口割80%の比率でありましたが、構成市町の合併による構成団体数の減少に伴い、均等割5%、人口割95%の比率に変更するものであります。ただし、経過措置を設けまして、本年度はそれぞれ15%、85%、平成19年度は10%、90%の比率となるものであります。

続きまして、議案第20号あらたに生じた土地の確認について及び議案第21号字の区域の変更について、一括して御説明申し上げます。

本件に関しましては、平成13年12月議会におきまして、山口県知事より諮問のありました公有水面埋め立ての免許に関する意見を述べることについて御議決を賜っております。位置については添付しております図面のとおりであります。このたび、尾国地区における県道光上関線地先公有水面の埋め立てに関する工事が県より竣工認可されましたので、新たに生じた土地の確認にあわせ、当該土地を本町の区域に編入するものでございます。この工事は、山口県が単独道路改良事業により、平生町大字尾国字南大久保118の3から同大字大久保196の1までの地先を整備したもので、新たに生じた土地の面積は、1,437.01平方メートルであります。

以上、議案第20号は、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき本町の区域内に新たに生じた土地の確認をするもの、また、議案第21号は、地方自治法第260条第1項の規定に基づき公有水面を平生町大字尾国字南大久保の区域に編入するものでございます。

以上をもちまして、補正予算10件、条例6件、事件5件につきましての提案理由説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（平岡 正一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。午前10時から再開いたします。

午前9時49分休憩

.....
午前10時00分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

日程第25．一般質問及び質疑

議長（平岡 正一君） 日程第25、一般質問及び質疑を行います。

まず、一般質問を行います。質問の通告順により、順次発言を許します。細田留美子議員。
議員（6番 細田留美子さん） それでは、私の一つ目の質問に入ります。まず、山田町政3期目の基本方針についての質問です。

これまで、2期8年は大変厳しい時期のかじ取りをされてこられました。少子化対策、高齢者への政策、エネルギー、環境問題、教育問題などなど大変だったことと思います。その中でも、特に合併と行財政改革は大きなウエートを占めていたことと思います。また、町長の政治姿勢の大きな旗印である「住民参加のまちづくり」にも力を入れてこられました。ここでの質問はその3点について行います。

まず、合併についてです。これは先ほどのあいさつの中に、21年まで、合併新法の期限までに方向づけをしておっしゃっておりました。これまでの流れを踏まえて、これから4年間の具体的な取り組みをお答え願います。

次に、行財政改革ですが、これは第三次平生町行政改革大綱と、それを受けての緊急行財政改革プログラムを立てられての実施、そして、第四次大綱の策定や国の指針に基づく集中改革プランの策定など行われ、その結果、一般会計の17年度分は決算額が約50億円弱という15年ぶりの決算規模となり、実質単年度収支も1億円弱の黒字など、一定の効果を上げておられます。しかし、まだまだこれからも厳しい状況は変わりないと思います。平生町においては、学校の建て替えなどの事業が始まります。こうした状況を踏まえ、これからの取り組み方針についてお尋ねいたします。

最後は、住民参加のまちづくりです。1期目は「町民との対話のキャッチボール」、2期目は「町民との協働のまちづくり」を進めてこられました。この流れでいけば、次は「住民自治のまちづくり」かなと考えられます。協働のまちづくりから住民自治へとつなげていくとするならば、例えば、地域の力発揮事業を例にしますと、この補助事業は2年目を迎え、協働のまちづくりへのきっかけづくりにはなりました。しかし、補助金は、一般的には3年をめどにしたものが多いようです。これを住民自らが行っていく事業へと移行するような支援の方向づけは考えておられないか、そういった流れをどうつくっていくか。

以上3つ、合併について、行財政改革、そして住民参加のまちづくりについてお答えください。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ただいま、3期目スタートに当たりまして、3つの柱について御質問をいただきました。きょうのあいさつでも申し上げましたが、今日までの貴重な経験というものを踏まえながら、皆さんの御理解と御協力によりまして、平生町の町政運営に当たっては、これから難しい時代でありますけれども、一緒にまちづくりをしていくという気持ちで、これからもお力添え、また、御指導をお願い申し上げたいというふうに思っているところでございます。

大きなテーマとすれば「安全・安心で元気なまちづくりを目指していこう」ということが一つの大きなテーマになろうかと思いますが、そういう中で、一つは合併の問題についてございました。基本的な考え方は、合併については地方の行財政の立場からも最重要課題であることは間違いありませんし、今後とも合併を追求していくという基本姿勢というのは堅持していきたいということをお願いして、きょうも申し上げましたように、これからの合併について、当然、これは相手があることですから、そこら辺の状況も踏まえながら、しっかりこの圏域における大同団結ができるような方向に向けての取り組みをしていかなければいけない。そのためにも当面は、まちづくりはまちづくりでやりながらも、広域の連携というのを再構築していかなければいけないというふうに思っておりまして、申し上げましたように、当面は熊毛郡3町で共同歩調といいますか、足並みをそろえて連携をとりながら合併問題に対処していけるように、これからもぜひ努力を重ねてまいりたい。当然、その時折々で状況がございますから、十分その辺についても、広域でこの地域はいろんな広域行政もやっております。今、柳井の新市建設計画に基づいて新市の建設に柳井は手いっぱい、こういう状況が今言われておるわけですから、その辺の状況がどの段階でどうなっていくのか、この辺も見極めていく必要があると思っておりますし、上関町、田布施町につきましても、離脱したという上関町の経緯、これを踏まえるならば、直ちにすぐ合併協議ということにはならんにしても、お互いにこの地域が連携をとりながら、いずれ将来は、やっぱり一つの大きなまちづくりに向かって歩いていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、そういった意味からも、熊毛郡、熊毛町と大和町ありましたが、それぞれ周南と光と合併でなくなりまして、あとはもう3町になっておりますから、田布施、平生、上関の連携は大事にしていきたいというふうに考えているところでございます。やっぱりタイミングというものがありますし、相手があることですからその辺は状況を十分にらみながら、これは執行部だけというよりも、もちろん議会の皆さんや、そして住民の皆さんとの共同作業としてこの取り組みはやっていかなければいけないというふうに思っておりますから、今後ともよろしく御願い申し上げたいと思います。

それから、行革についてでございますが、御指摘がありましたように、まだまだ大変厳しい、実質公債費比率の話もきょうも午前中しましたけれども、まだまだ厳しい状況が続いていく。

18%のボーダーラインぎりぎりぐらいで推移していきではないか。17年度は17.6ということでクリアできましたが、18年度も減りはしないだろうというふうに思っておりますので、この辺もしっかり注意しながら取り組みを進めていきたいというふうに思っております。行財政改革についてはお話がありましたが、第四次の行革大綱、それから集中改革プラン、これを着実に実行していくというのが、今、私に課せられた大きな任務だと。平成18年から21年までの4年間、具体的な成果を上げていきたいというふうにきょうも申し上げましたけれど、十分そこら辺の成果が上がるように取り組んでいきたい。

それから、もう一つは、そのためにも歳入確保の対策、財源確保をやっていきたいというふうに思っております。大星山の風力発電にしましても償却資産税、1基当たり500万円ということですから、6基で着手すれば、それなりに税としての自主財源が図っていけるというような見通しも具体的に立てられるような状況になりつつありますので、こういう取り組みも一方でしながら、歳入の確保については小さいものから大きいものまでしっかりやっつけていかなきゃいけない。班長を中心に、行革の中で歳入については5つの検討プロジェクトをつくって今日まで研究を進めて取り組んできております。検討チームの成果も具体的に出していけるように、ぜひ取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

それから、住民参加のまちづくりでございますが、協働のまちづくりに向けて、今、皆さんの御理解と御協力をいただきながら取り組みをさせていただいておりますが、御指摘のように、やっぱり住民自治の方向に、地域コミュニティのあり方というのはそういう流れにこれからなっていくだろうと思います。だろうというよりか、そういう方向にしていかなきゃいけない。これは、将来の広域行政であろうと合併であろうと、そういう地域の一つのボトムアップ的な自治組織といますか、そういうもの。今、自治会連合会の取り組みも一方で進めておりますけれども、同時に、地域の将来的には公民館やコミュニティ、こういったところを一つの大きな単位として、地域活動の拠点としてのあり方はどうなのかということ従来から提案させていただいておりますけれども、この辺のあり方についても、行革大綱の中でまちづくりの項目の中で、公民館、コミュニティ施設の活用、まちづくり支援体制の確立、こういうことで19年度に方針を決定して20年度に支援体制の確立をしていこう。こういう一つの行革大綱の中で方向づけをしておりますから、協働のまちづくりを展開していきながら、将来に向けての行政と住民との役割分担を含めて、どういう形でこれから地域の活動が展開していけるのかということも、補助金の制度のあり方含めて検討していきたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 合併については熊毛郡で歩調を合わせるというお話を何度かさ

れておりますけれど、この話をされると、上関も一緒に合併の中に考えておられるんじゃないだろうかというような誤解を招きやすい答弁に、聞かれる方もいらっしゃるんですよ。今の上関の状況を考えたら、例えば今すぐ合併云々くんぬんというような状況にはとてもないのは私たちはよく知っておりますけど、そういうふうにとらえる方もいらっしゃいますので、もちろん、いろんな面で3町で連携をとるのはもちろんのことでございます。合併については、町民の間から田布施と合併して光・下松方面を望む声や、「生活圏が同じじゃけえ、柳井・岩国方面が自然だよな」という声も聞いています。今のままでは、財政的にも、また地方分権が進む中、行政の組織においても無理が出てくると思います。ここに来て、町長の政治的な判断を町民に示す時期が到来していると思います。町民もそれを待っていると思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか、お答えください。

それから、次の行財政改革についての質問だったんですけど、これは肅々と進めていかれる。歳入確保、風力発電の話もございましたけれど、歳入確保も考えに入れて今から進めていかれるということでした。今までの行財政改革の中で人件費削減の見地からか、収入役を廃止され、助役についても空席とされておりました。このことで、内部での命令・指揮系統の乱れなど、不都合なことはなかったかも含めて考察をお伺いします。また、新たに政策調整室を置かれました。そのねらいと、助役職との仕事の内容の違いもお聞かせください。

最後の住民自治のまちづくりについては、自治会連合をつくったり、コミュニティを拠点にという話を今されました。それぞれ高齢化して、各自治会で例えば道づくりをすとかいったときに、もう無理になってきていて、それで連合をとということだと思えます。各地には、各自治会が合併してそういったものをやっているところもあるように聞いております。19年度に方向を決定して20年度からとおっしゃってございましたけれど、先ほど、地域の力発揮事業を例にとったんですけど、住民自らの発案で事業が可能となるように県や国の各種団体などの補助金のメニュー、リスト、そういったものを住民自治に向けた役場の相談窓口をつくるお考えはないかもお尋ねいたします。

以上、お願いいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 合併につきましては御指摘がありましたように、いろんな組み合わせの問題といたしますが、この辺がいつも焦点になるんでありますが、これは前から申し上げておりますように、県が示しておる構想というものを、一応それを土台、ベースに考えていかなければいけないというのが基本的な私どもの考え方。具体的に、じゃあその中でどうなのかということになりますと、今申し上げましたような全体の連携の中で一定の展望が持てる段階で、町民の皆さんにもこういう方向でというのは示してあるわけですから、県も示しておりますし、町としても

これをベースにして将来の合併問題を考えていきたいと思いますという話をしておりますから、その段階で、まちづくりの町民の皆さんとの懇談会、こういうものもしっかりやっていかなければいけないだろうというふうに考えております。

それから行革に関連して、収入役はなくして助役が空席という状況で今日に至っております。御承知のように地方自治法が改正になりまして、今度は副市長、副町長が置けるという形になってまいりまして、助役制度がなくなっていくということになるわけでありまして、これは来年の4月以降だというふうに聞いております。今、政策調整室というところではいろんな各課の連絡調整、政策の調整、すり合わせ等々を行っていただいておりますが、やっぱり特別職という形で議会の承認をいただいて、いわゆる政策の執行を強力にバックアップしてもらおう。これは、町政を推進していく上で非常に大事なことだなというふうに改めて私自身は考えております。町長なり市長が一つの政策決定をする、それをしっかり踏まえて推進していく原動力として副市長なり副町長が対応していくというのがあるべき姿かなというふうに思ったりいたしております。当然、町政が円滑に推進していける方向はどうかということもこれからは十分検討して、来年の3月議会ぐらいには方向づけといいますか、条例で数を決めるということですから、数を決めて提案させていただくことになろうと思っております。

それから窓口の問題ですが、もう少し積極的に呼びかけを、地域の力発揮事業をさせていただいておりますけれど、事あるごとに言っておるんですが十分でない部分もありますし、これだけではなしに、各種まちづくりに向けての補助金の活用、こういうものがもっと皆さんにわかってもらえるように、今、企画にまちづくり班というのができておりますから、そこを中心に皆さんに情報提供というものをしっかりできるようにこれからは十分協議をしていきたいというふうに思っております。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 合併については県の構想を尊重される、それはもちろんもっともなんですけれど、とにかく、本当に展望が持てるような合併を住民は望んでおりますので、相手方の事情もありますから水面下でのトップ同士の話し合いも含めて積極的な展開と、住民への財政状況も含むいろんな説明も必要だと思いますので、ここで決意のほどを示していただきたい。

行財政改革での特別職不在の話をされたわけですけど、地方自治法の一部改正に向けて、副町長を今からつくるかどうか、4月ぐらいまでにその方向をとおっしゃっております。今回、特別職なしで一般職でやってみられてどうだったろうかというところなんですけれど、やはり、肩書というのは大事なものですから、今からそのあたりをよく考えられて、広域で取り組む場合に町長の代わりに出る人が一般職なのかそれとも副町長という特別職になるのか、そのあたりで発言力も変わってきます。肩書っていうのは本当に交渉事にとっては大切な要因になりますし、組織

内にとっても大事な要因になってくると思いますので、そのあたりのことも考えられて、削減ばかりじゃなく、内容のいいものにしようと思うと要るお金というのはしようがありませんので、そうしたことも考えられて、この機会に副町長を置かれる予定だと聞きましたけれど、そのあたりをもう一度念を押したいと思います。

最後の住民自治のまちづくりですけれど、これは地方自治体にとってもますます大切な要素となってくるので、これまで以上の調査研究を要望いたします。

以上です。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初の合併については先ほどから申し上げておりますように、県の基本構想を十分念頭に置きながら、御指摘いただいておりますように、この圏域の熟度と申しますか、お互い相手があることでありますから、水面下であろうと水面上であろうとやらんやいけんときはしっかりやっていかなきゃいけないと思っておりますし、そこら辺のタイミングというのを見て、しっかり取り組みを、きょうも言いましたように、21年の新法の期限というのがございますから、そこまでが一つの目安になりますから、ある程度、こういう方向でいきたいと思いますというのを示していけるような、もう1回、再構築に向けての努力を私なりにしてみたいというふうに思っております。

それから副町長の問題については、政策調整室の成果と反省すべきことをいろいろ点検しながら方向づけをしていきたいというふうに思っておりますし、十分、御指摘のことも踏まえて検討していきたいと思っております。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） では、2つ目の質問に入ります。2つ目の質問は、住民にわかりやすい予算書はつくれないかです。

先日、元二セコ町長の逢坂誠二さんとお会いする機会がありました。逢坂さんといえば、住民向けのわかりやすい予算書や自治基本条例をつくられたことで有名です。自治の基本は住民が自主的にまちづくりに参加していくことですが、そのためには町についてのいろんな情報を知らなければ動けない。情報は自治の原動力であると話されておりました。そのときに、平成18年度版二セコ予算説明書「もっと知りたい今年の仕事」というのをいただきました。めくってみると、とてもわかりやすい見る気にさせるつくりで感心しました。先ほどの質問でも住民自治を進める手法をお尋ねしましたが、一番大切な情報源である予算書を住民向けにわかりやすくつくれないかお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

予算書につきましては、皆さんにいつもお手元にお届けしますが、これは自治法の規定に基づいて様式が決まっておりますから、これはこれで調整をしてやらなきゃいけないということですが、今お示しの二セコの例でございますが、予算説明書の件だろうというふうに思っております。住民向けにわかりやすい予算の説明書ということで、予算書の補完資料として整理して各戸に配布するというようなことが行われておるんだろうと思います。以前に私も見せていただいたことがあるんですが、「今年のこの工事はどこどこさん方の前からだれだれさんの前までやります」とか、かなり具体的に個別の事業について説明されておったと思います。住民の方にしてみれば一目瞭然でよくわかりますし、したがって、それだけに冊子のようになっていたと思います。そういう冊子でやるのがいいのか、もっとわかりやすい平生町流のやり方、二セコだと住民の数もだいぶ平生とは違うんですけれども、そういう形で情報を積極的に公開していくということについては大変大事なことだというふうに思っております、どういう形でやれば住民の皆さんに喜んでもらえるのか、予算の説明書については研究をしてみたいというふうに思っております。それぞれ人によって関心の度合いが違う部分もあると思うんです。工事に関心のある方、教育に関心のある方、そういうことを1事業ずつやりよったらかなりの分量になるんじゃないかという気もしますので、どういう形がいいのかというのを、いずれにしても、予算の説明書をわかりやすくやるというのは住民に情報提供していく上で大変大事なことです。少し検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 住民によっていろんな興味の部分が違うので、予算説明書をつくるのもそれをにらんで平生流にというお話をされました。この二セコの予算説明書を見るのに、住民のここが知りたいというところのポイントがつかんであります。写真も多用されていて、子供の写真もたくさん入っていて見るだけで楽しい。余白も結構あって、読める、見れる予算説明書になっております。確かに二セコと人口規模も違いますから、これをすぐつくってというのも無理なのかもしれません。これは1,000円で売っておりますけれど、予算の面でいうと、例えば広告をとるっていう方法もあると思うんです。各企業体もいろんなところが、財政難を受けて企業広告をとっているところがたくさんございます。2005年度で280あると聞いています。これは広報誌やホームページで広告を入れているんですけど、総務省はこれに対して「地方自治法に規定がないので口出しできることではない」という見解を示しています。平生町でも音楽鑑賞会や劇団を呼ぶときには広告をプログラムの中に入れてっております。1枠5,000円から1万円ぐらいとっています。ですので、こういった広告をとることも考えられるかなと。予算書の中に広告を入れる。ちなみに、横浜市で広報紙の広告枠は1枠70万円です。平生町においても、例えばこういうものをつくるとしたら、1枠1万円や2万円は出してもらえ

と思うんです。1年持つておくものですから。広告主も町内だけでなく町外からも今までもらっていますので 劇とか音楽鑑賞会ときには そういったことも考えられると思うんですけれど、予算書というのは大切だと思うんです。そういったお考えはないでしょうか。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 有料広告でそういうものを進めてはどうかという御提案、御提言でございます。午前中も申し上げましたが、今、歳入確保の検討チームが5つございまして、その中の一つに特別歳入検討チームというのがございます。そこで今いろいろそういう有料広告制度の導入について、とりあえずは広報やホームページあたりで先行的に取り組んでみようかという具体的な検討を、まさに今、行革本部の中でも話を進めている段階でございます。町としての一つの刊行物といえますか発行するものができれば、御指摘のような有料広告でできるだけ予算を確保していくというのは一つの方向だろうというふうに思っておりますので、大いに参考にさせていただきたいと思えます。

議長（平岡 正一君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今言ったのは、歳入確保の面というよりは、この予算説明書をつくるためにはこういう方法もあるという感じで、あくまで予算説明書の話なんです。この説明書を見ることによって、まちづくりについて理解が深まって、住みたくなる平生を実現できるように積極的に行動を起こす情報源となるように思うんです。ここの予算書には今年の町の動きとか予算の全体像や課題なども書いてありますし、経費削減や行政改革の状況なども書いてあります。そういったことを読み、また、自分たちの、例えば教育に対してどれくらいお金が使われているとかいうのを具体的にこれで補足できますので、じゃあ住みよいまちづくりを自分たちで取り組もうじゃないかということになると思うんですよ。「やれ町は借金があって危ないげな」とか、「公共サービスの料金がどんどん膨らむげな」とか、「道ばかり、建物ばかりつくっちゃらんと、教育にもお金を使うてよ」とかというような、げなげな話っていうのは憶測に基づいてされます。そうじゃなくて、正しい知識、正しい数字を見ることによって、自分たちの要求がきちんとしたものなのかどうかっていうのも、住民自らが考える情報源となるとも重要な説明書だと私は考えておりますので、ぜひ、こういった説明書を私はつくっていただきたいと思います。これについてももう一度お尋ねして、私の一般質問を終わります。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ただいま申し上げましたように、予算説明書というのは大変大事だと思っておりますし、どういうものが一番いいのかということについて検討していきたいと思っております。

.....

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） それでは、通告に従いまして質問いたします。

最初に、今年の漢字で「命」という話が町長のあいさつの中でございました。今、児童生徒の自殺事件が多々発生しております。そこで1問目といたしまして、いじめ及び不登校の現状と対応策といたしまして、小中学校におけるいじめ問題と不登校についてお尋ねいたします。

新聞、テレビ等の報道によりますと、特に10月、11月の2カ月間で、いじめが要因と思われる児童生徒の自殺者が少なくとも5名に達しているというふうに思っております。原因は明らかではございませんが、12月に入っても児童生徒の自殺者が3名出ております。真実のほどはわかりませんが、報道によりますと、福岡での男子生徒の自殺は担当教師の不適切な言動がいじめ要因というふうに言われておりますが、問題は、学校側の説明が二転三転している状況から、学校、あるいは教育委員会の場当たりの対応に憤りすら感じております。

一方、北九州市の場合は児童間での金銭恐喝事件ということになるかと思います。こういった状況を校長として適切に対応することなく、教育委員会に対しても単なる金銭トラブルと報告されていたようですが、事実が表明したことで、まことに不幸であります。校長自身が自殺するという結果を招いております。これを見ますと、担当教師をはじめ校長まで学校ぐるみで保身に走り、責任逃れとも受け取れます。

こうした報道に接すると、事件を起こした学校だけが特別とは限らないのではないかというふうに危惧されます。と申しますのも、文部科学省が16年度及び17年度の児童生徒の自殺原因の調査結果によりますと、いじめが原因とされる自殺者はゼロと全国教育委員会から文部科学省に回答されております。こういった事件が起きたことで、今回改めて文部科学省が16件について再調査した結果、いじめが原因とされる自殺者は9件と訂正されております。教育長も御存じと思いますが、昨年の6月、下関の中学生の自殺の事件もいじめがあったなかったと、二転三転しておりましたことを記憶しておりますが、今回の新たな調査では、いじめと認めている状況であります。こうした状況の中で、平生町の学校現場での現状は一体どうなっているのか非常に心配されるところであります。そこで、次の4点についてお尋ねいたします。

まず、平生町管内の小学校、中学校において、現在、いじめと思われる事案があるかないか。もし差し支えなければ、今年の4月以降の発生件数は何件くらい認められているかお尋ねいたします。

2点目としまして、いじめを受けている子供の苦悩や訴えを見逃さない、初期段階の対応として、生徒からの訴えを待たずにいじめを早期発見し、その対策が非常に大切だと思いますが、学校における教師の対応及び教育委員会としての学校に対する対応策についてどのように指導しているか。また、対応策の一つとして一定のマニュアル的なものが策定されているかお尋ねいたし

ます。

3点目としまして、安倍総理の直属の教育再生会議が11月29日、いじめ問題への緊急提言といたしまして8項目の提言ポイントが発表されております。緊急発表ということで、正式には来年1月の第1次報告に盛り込む方針となっております。この緊急提言8項目についての内容は割愛しますが、教育委員会、学校、保護者、地域住民を交えて、早急にこの提言内容に沿った対応策を講じる必要があると思いますが、教育長としての今後の方針、具体的な対応策についての考えをお尋ねいたします。

4点目としまして、不登校児童生徒の現状と対応について、ちょうど2年前に同様の質問をしておりますが、その時点では、県からカウンセラー、町から心の相談員を各1名増員して対応しているとの答弁をいただいております。そこで、現在の状況は改善の方向にあるのか現状をお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 合頭教育長。

教育長（合頭 興亞君） 山名議員から、いじめ、不登校問題について質問をいただきました。

いじめが原因で子供たちが自らの命を絶つという痛ましい事件が10月以降相次いで起こり、新聞、テレビで大きく報道されておりました。町民の方々、あるいは保護者の方々を震撼とさせていたのは事実でございます。私自身、さきの委員会でも、いつ平生でこういうことが起こっても不思議ではないと、常に危機意識を持って臨まなきゃいけないと申し述べさせていただいたところでございます。

それでは、御質問の内容に沿って答弁させていただきます。

まず、町内の学校の4月以降のいじめの発生件数についてということでございます。これは毎年学期ごとに調査を行っております。まだ2学期の途中ですが、12月7日現在で小学校4件、中学校2件の報告を受けております。内訳的にはいっぱいあるんですけども、男子が4件、女子が2件という状態でございます。

それから2番目ですけども、学校への指導的なもの、このたびの大きな社会事象についてどういうふうに指導しているかということでございます。これは議員おっしゃいましたように、平素から児童生徒の問題行動に対して、本町におきましては心の相談員とか親と子の相談員、生徒指導支援補助員、そういうようなことを予算化していただいて、現在、配置しているところでございます。これはいじめに限らないんですけども、そういうような問題、特に、いじめ問題に対しましては、10月以降から国、県あたりから配布文書、文科省、文科大臣の緊急メッセージ、そういうものがどんどん届いていまして、まずは、その辺を学校へ配布して、中にはアンケート調査もございましたけども、それぞれの学校へ対応してまいりました。

特に私の方としましては、校長会等で大きく4点を強く言っております。その1点が、いじめ

は絶対に許されない行為である。それから、いじめというのはひきょうな行為であるということの土壌づくり。それから、これはありのまま申しますけども、見て見ぬふりをするのもいじめに加担したことになる。最後に、学校の教員も含めた保護者、地域の方々、大人はみんなの味方である。そういうことを子供たちにしっかりとわかるように指導、説明してもらうように頼んだところでございます。

そのほか、いろいろと細かいことに対しては学校で対応しておりますが、次の御質問のマニュアル的な平生町独自のものがつくられているか。実は、つくっておりません。策定しておりません。しかし、県の教育委員会の方から「問題行動等の対応マニュアル」ということで、来年の3月に、問題行動すべてにおける対応マニュアルというのを考えている途中だったんです。その途中の段階でいじめのことが出ましたので、いじめ問題だけを抜粋して、すぐ県教委から送ってまいりました。いじめ問題だけにおいて、私どもが考えようとしたことが適切に載っております。

内容を申しますと、大きな項目で1番、教師の方です。「発見に向けて積極的な姿勢」。2番、「いじめ発覚時の対応」。3番、「対応方針の協議」、これは学校内部での協議です。4番、「被害者、加害者及びその保護者への対応の仕方」。5番、その他として、「周りの生徒、そのほかの児童生徒への対応」。6番、「解消確認」、解消を確認する。大きな項目に分けてそれぞれ細かなマニュアルが作成されておりましたので、それをすぐ学校の方へ配布いたしまして、職員会議等で徹底するということのようなことのアレをしております。

それから、これはマニュアルとは関係ないんですけども、12月11日、今週の月曜日ですけども、定例の教育委員会議を開催いたしております。そのときに、いじめ問題をその他の協議で協議事項として出しました。その結果、今から平生町教育委員会としてどう取り組むかということで、今までの経緯とか、今までどういう指導をしてきたとか、県教委の方からこう来ているとか、そういうことを全部出した上で今からどうするかということで、メッセージといいますが緊急提言でもないわけですけども、まずは、全保護者あてに平生町教育委員会委員名を全部載せて出そうと現在作成中でありまして、もうすぐ冬休みになりますので、とにかく来週明けに配布できるぐらいにしていこうということでやっております。

それから、教育再生会議における提言がなされました。議員が先ほどおっしゃったとおりでございます。中身は、「いじめは反社会的な行為である、そういうことを子供たちに徹底指導しなさい」、「学校だけでなく教育委員会も学校をサポートするスキルを高めなさい」等々、8項目ありました。これについて、町として今後の方針、あるいは具体的な対応をどういうふうにするかというような質問であったと思います。

当然ながら、この中の何項目かは今までも常に学校、教育委員会も取り組んでいるところでご

ざいますが、これをそのままやっていくには制度化していく必要があるものも何項目かあります。私どもとしてはこの提言を受けて、国、県がどういうふうな形で動いていくか、こういうことを注視してまいりたいと思います。かなり新しい考え方も出ているように感じますので、注視してまいらなきゃいけない問題だと思います。

いずれにしても、いじめ問題におきましては、学校、教育委員会だけの問題に限らず、広く全国民、全町民の方々にも御協力を願って考えていかなきゃいけない問題だと、こういうふう考えております。

それから、次の質問に不登校の問題が出ました。改善の方向に向かっているかどうか、現状を言わせていただきます。

確かに、平成15年22名ぐらいの不登校者がおりました。これは、学校、校長も不登校を何とか減らしていこうという形で、学校全体が強く取り組んでまいりました。また、町の予算においても、先ほど言いました心の相談員、親と子の相談員、そういうようなのを予算化していただいて取り組んだところでございます。平成15年が22名と申しましたが、平成16年が14名、平成18年が3名でございます。改善の跡が見られるわけですが、今後とも、来て楽しい学校、安全・安心な学校に努めてまいらなきゃいけないと、こういうふう考えております。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） ここで、暫時休憩します。午前11時5分から再開いたします。

午前10時51分休憩

午前11時05分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） それでは、再質問させていただきます。

先ほど答弁をいただきまして、不登校の件については平成15年22名であったものが現在3名という報告があり、非常によい結果が出ていると安心いたしました。皆さんの努力の結果だと思います。

現状と対策について全般にわたり答弁をいただきましたが、文部科学省の「生徒指導上の諸問題の現状について」という報告書によりますと、学校がいじめをどのように知ったかについて、小学校では「保護者からの訴え」、中学校では「いじめられた生徒からの直接的な訴え」が最も多いということがアンケート結果で示されております。このデータを見る限り、訴えがあって初めていじめが把握できる、このような統計結果と受け取れます。しかし、本当にいじめられた子供は親にも先生にも友達にも相談できずに一人で悩んでいる、これが本当ではなからうかと思わ

れます。

そこで、再質問として3点について教育長の所見をお尋ねします。

1点目としましては、まず、いじめの認定基準についてお尋ねします。文部科学省が示しているところによりますと、いじめの認定基準が2種類と申しますか、認定基準の定義と通知という形で2とおり出されています。定義としては、「自分より弱い者に対して一方的に身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じている」、これが定義となっております。一方、通知では基準とは別に、「いじめか否かは子供の立場に立って判断せよ」と、非常にかけ離れているという感じがします。こうした認定基準内容だと思いますが、定義の方向は別にしまして、通知の方が適切な思いがいたしますが、平生町の場合、独自の基準が設けられているか。これは認定基準であります。

2点目としましては、命の尊さを学ばすのも大切だと思いますが、一方、いじめに負けない強い子、自信と希望を持って頑張れる子、これを育てるためにどのような対策が講じられているか。また、これからどのように対応する考えがあるかお尋ねします。

3点目としましては、いじめ問題への緊急提言の8項目は、いじめをした児童生徒の出席停止を含め、社会奉仕とか別教室での教育が念頭に置かれていると思います。この件については発表後の議論が二転三転しておりましたが、12月8日の報道を見ますと、最初の骨子に戻っております。そこで、1997年当時のクリントン大統領が米国において全米に呼びかけて浸透させた、荒廃した学校の再建に成功したとされる一つの方法論であります「ゼロトランス」、こういった手法についてどのような所見をお持ちかお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 合頭教育長。

教育長（合頭 興亞君） 山名議員からいじめの定義及び認定基準ということで、町独自の基準が設けられているかという質問でございました。平生町独自の基準は設けておりません。議員御指摘のように、通知で来た「子供の立場に立って、子供がいじめられたと感じたらそれもいじめである」という認定基準というのは、私もそれは正しいことだと思っておりますし、町の方もそういう立場でとらえております。

先ほど申しました県からのマニュアルの中にも、「子供がいじめられたと感じたことはいじめに値する」というような形で載っております。これが非常に難しいことでございまして、先ほど冒頭に申されました下関の事件にしても、これは本人に確かめたわけではございませんけども、最初の方のいじめの定義で「一方的に強い人が弱い人に向けて長期的、あるいは多数で攻撃を受けた」、こういうようなのをいじめと判断したときには、それはなかったんじゃないかとか、そういうような言葉で出てきたんじゃないかと思いますが、平生町の場合、実際に学校からの報告の中でも「子供の立場に立って」、そういうようなのは報告に以前も上がっております。それも

いじめとみなすというふうな形で。ある子にとっては、一人の友達からのたった一言でもものすごく傷ついたというようなことも実際にはございます。例えば自分の身体的なこと、あるいは家族のこと。これは平生町ではありませんけども、死んでしまいたいほどというような形のことも聞いたことがあります。人権侵害と申しますか、そういうようなことも含めて、今からはそういうこともいじめに当たるんだと考えております。

それから2番目の質問でございました、強い子、あるいは自信と希望を持った子に育てるために平生町ではどういうふうに対応していくかということでございます。これは平生町のみならず、国の指導要領の今回の目玉と申しますか大きなテーマは「激動する社会の変化に対応できる強い子、生きる力」ということが大きな目標となっております。そんな中で、一つの核として総合学習、こういうものが出てきたわけでございます。これは、子供たちが自分で課題を見つけて計画立案して行って自分で解決していくというような方法でございますが、実際、平生町内の小中学生が教育委員会の教育施設に行ったり、役場の本庁に「役場の仕事はどういうふうなことをしているか」ということで来ております。そんな形のものが生きる力につながるんだという形でやっております。山口県教委も「夢と知恵をはぐくむ教育」というような形で、希望を持って生きようという教育を推進しております。

子供たちを強くする、たくましい平生っ子を育てるというようなことで、私自身、いじめに向かってはこういうふうなことを考えております。以前も校長会の方で言ったんですが、いじめに負けないということは、まずは、いじめは卑怯だとみなさなきゃいけない。そうすると、友達の卑怯を見逃してはいけない、卑怯を見逃さない。友達を救おう。自分一人で解決できなければ先生、親に相談しよう、ほかの友達にも相談しよう。そういうことは強い子なんだという意識啓発、そういうことも含めて、なかなか難しいことですが、たくましい平生っ子を育てるために、どう具体的な対応を図っていくかということが今後の大きな課題ではなかるうかと思っております。

それから、アメリカの「ゼロトレランス」の手法についてどう考えるかという質問でございました。以前、アメリカで銃の持ち込み、麻薬、売春とか、学校が大きな事件を起こして荒れておりました。ある本で読んだんですけども、日本は割ときめ細かい「決まり」をつくった管理教育と申しますか、そういうことをやっていたわけでございます。その辺で、アメリカの方が日本の教育のいいところを取り入れようという形になったようで、早速、きめ細かい「決まり」をつくり、懲戒規定、そういうようなこともやった。逆に、日本の方はアメリカの自由な教育と申しますか、個性重視と申しますか、そういう形のものをどんどん進めてまいりました。御存じのとおり、良さ、悪さあるわけですけれども、今、日本の学校はあまりにも個性を重視して、個性重視は大事なんですけども、自由主義、個人主義というようなことが横行しまして、規範意識がだんだんなくなってきたと言われております。学校の最大の役割である学力の向上も含めて、日本の

学校は全人格を育成する。子供たちの全人格、非常に重要な課題を担っておるわけですが、差し向き前の目標としては、子供たちが将来、社会に向けて生き抜く力をつけるための学力も含めたそういうものを高めていこうというのが日本の現在の大きな教育課題であります。そんな中で、ほんの一部の子のことでございますけども、問題行動を起こす子も本町でもあります。多くの子の伸びようとする学力を、いわゆる勉強の邪魔をする子もいるんじゃないかというような考え方に日本の社会全体がなっておりますし、日本もそうなっております。しかし、考えてみれば、その子たちも学ぶ権利があるわけがございます。義務と権利といいますが、そういうのを含めて、平生町内でたくましい優しい子をどうするか、私自身はかなり迷い悩んでいるところが正直なところでございます。

ゼロトレランスの方法が日本の今の教育に当てはまるかどうかということは、教育再生会議の提言等も含めて今からの日本の教育をどうしていくかということは、確かに大事なことはなかろうか。いずれにしましても一番大事なことは、冒頭に町長が所信表明でされましたけども、今、大人全体がとにかく気を引き締めて、日本の子供たち、将来を担う子供たちをどういうふうにしたらいいかということの本気で考えなきゃいけない時期に来ている。ちょうど、安倍総理大臣が非常に教育に関心をお持ちでございまして、その辺の動き、日本の学校の「決まり」とか、そういうことも含めて教育基本法の改正も含めて注視してまいらなきゃいけないんじゃないかと、こういうふうに思っております。あいまいな答弁ですけども、ゼロトレランスについては日本の現状も踏まえて考えてまいりたい。こういうふうに思います。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） ゼロトレランスの本質について、私の方から少し申し上げたいと思います。

このゼロトレランスという考え方は「縦社会」。学校における先生、生徒というのを、横でなく縦だという考えが根本にあります。「悪いことをしたら悪いことをしただけの罰を与える」。これが今、アメリカにおいて実質的に実行されている。それによって、徐々にそういった傾向がおさまってきた。読売新聞の12月8日ぐらいの新聞に「ゼロトレランス」という言葉は出ておりませんが、アメリカの現状を書いた記事がございました。ゼロトレランスそのものに近いのが今回出た8項目だと思うんです。今までは、いじめられた子の方に注目が行っていましたが、今回、初めて8項目あたりで念頭に置かれた内容は、「いじめた子に対する処理」というのが出てまいりました。ということは、そろそろゼロトレランスの考え方も少し入れてくるのかなというふうに思って所見をお伺いしたということでもあります。

もう一点最後であります。教育委員会においては、校長をはじめ教師の評価を行っていると思いますが、言葉が適切でないかもしれませんが、先生、校長の保身が優先されるあまり、初期

段階で学校内の問題点と申しますか、不祥事についての公表がどうも曲げられて教育委員会に報告されているように思います。九州の事件など見ますと。そういったことで、ひとつ考え方を180度変えてみたらどうか。教師の評価基準の発想を逆転ということで、例えば、いじめを発見した場合は、早く公表した教師、校長に対して、教師、校長に対する評価の時点で、今までは学校で何かあったら不祥事ということでマイナス評価だということだろうと思います。そこを逆にプラス評価にとらえたらどうであろうか。そうすれば、学校内部からの改善が望めるんじゃないかというふうに思います。これ、私の考えもありましたが、この前テレビを見ておりましたら、文部科学大臣が同様のコメントをしておりました。やはり同じことを考えているのかなと思いましたので、その点について教育長にお尋ねします。

議長（平岡 正一君） 合頭教育長。

教育長（合頭 興亞君） 学校の保身にかかってはいけないという趣旨だろうと思います。私もそう思っております。特に、教育委員会と学校、あるいは教育委員会と一般の方々、「ハウレンソウ」というのは鉄則だと思っておりますし、今は特に情報公開の時代でございます。そういうことで、包み隠さず外に出していかなきゃいけないと思っております。それは、教育でいえば、子供たちのためにもそういうことが大事だと、こういうふうに考えております。いじめについては、いじめた側もいじめられた側も子供たちということで、子供たちの個人情報的なものも多分に含まれております。そういう形で報告が遅れる場合があります。対応の仕方も時間をかけてやるというようなものもございます。一部、マスコミ等で保身に回るというのもありますけども、私自身は、かなり時間を要するなど。恐らく職員会議を何遍もやって、いじめた側の子供たちも、下手に今の時代、「おまえ、いじめたろう。どういうことでいじめたんか」というようなことは、いい具合に探り出せない面があるわけでございます。そのようなことで、いろんなことが外にまだ出せない状態というようなことがございます。私はいつも町内の学校には言っております。お互いに悩みお互いに喜ぼうということで、包み隠さずあれしなさいと。だから、校長の保身とかそういうことは一切考えておりません。しかしながら、今言われたことは大切なことだと思っております。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） それでは、2問目の質問に移ります。

2問目は、町長の政治姿勢といたしまして、このたび連続無投票再選により新しい任期がスタートとなりましたが、新たな施政方針についてお尋ねいたします。

先ほど細田議員の質問の答弁で、あらかじめ私が質問しようとする内容が出ておりました。質問の方向を少し変えまして、町政の取り組みについての方針ということで、改めてお尋ねいたします。

町長として4年間の任期がスタートいたしますが、このたびは無投票ということもあってか、選挙ポスターに書かれた「安全・安心 元気なまちづくり」のみで、町民には町長の目指す町政の方向が見えてきておりません。そこで、今後、任期中の町政の取り組みといたしまして、新たな政策、あるいは計画など、これだけは任期4年間でなし遂げたいと考えている新たなテーマと申しますか、町民に対する公約的なものがあるかお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 3期目の町政に向けて新たな公約と申しますか、取り組み、プランについてです。

行政ですから、当然継続して町政を進めてまいります。基本は、1つは「広域行政合併の問題」については、県の構想をベースにしながら21年度までに方向づけをしていこうということがまず一つ。

2つ目には「行財政改革」。第四次行革大綱、集中改革プラン、これを21年度までに具体的な成果が上がるように取り組んでいこう。これが2つ目。

3つ目には「安全・安心のまちづくり」ということで、地域の力をしっかり活用していきながら、同時に、激動する時代ですから、時代のいろんなニーズにこたえていける的確な施策というものやっていきたい。一つはもう取り組んでおりますが、「情報通信基盤の整備」。これは共通の取り組みになっております。あるいは、介護あたりの「介護予防の重点的な取り組み」。時代時代での確にに応じていけるような施策の展開。もちろんそのベースには安全・安心のまちづくりというのがベースとして出てくるわけでございますが、これから4年間と申しましても、実質21年度まで3年ですね、3年間の中で具体的な成果が上がるように取り組んでいかなければいけないというふうに私自身考えているところであります。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） 今答弁いただきましたが、新しい案、プランはどうも見当たらない。当然、今までやってきたことを続けていかなきゃいけない。こういうふうにおっしゃったんですが、何となくすっきりしません。細田議員の質問の答弁にもありましたが、町民との懇談会を持ってとか、「安全・安心 元気なまちづくり」、これはまことに町民には非常に心地よく聞こえてまいります。しかしながら、当町においての実態はどうみても停滞ぎみではなからうか。ややもすれば、逆行しているのではないかとさえ思われてなりません。これは私の見解です。町長は進行していると思っているようですが。

そこで、平成13年3月、第三次平生町総合計画の基本構想の中で、町長自身、次のように述べておられます。御記憶のことと思いますが、その中の一文として、「自立する活力ある豊かなまち」と題しまして、こういうふう述べておられます。「地域経済の雇用を支え、社会経済の

変化にも柔軟に対応できる活力に満ちた産業づくりを目指します」。この産業づくりが要点でありますので、「特に、地域の特性を生かした魅力ある地場産業の振興を進めます」。こういうふうにはっきり書かれております。この一つ一つの言葉の意味することと、現実との乖離があまりにも大きいと感じるのは私だけでしょうか。平生町民が今求めていることについてどのように理解されているか、1点目としてお尋ねします。

もう一点目としましては、先ほど私の答弁に対して、「合併」、「改革」、「安全・安心のまちづくり」、この3点しか申されておられません。ところが、冒頭のあいさつの中では「自主財源の確保について」ということも話されております。一番重要なことは、自主財源の確保ではなかろうかということです。町長は、今まで1期、2期に公約として「阿多田プロジェクト」という話をされています。今回すっかり抜けております。財源確保ということになると、町の増収を増やすのが本来であります。今、残されているのは阿多田島開発ではなかろうかというふうに思います。元気なまちづくりを進めるには、まずもって町の財政基盤の確立が前提であろうと思います。阿多田島開発については、田名埠頭も含めまして、町独自の資金としてほぼ10億円近い投資となっていると思われまます。こうした先行投資を生かすためにも、早急に開発のアクションを起こす必要があると思います。阿多田島開発が平生町にとって唯一の起爆剤と思いますが、今年の3月議会の一般質問で、阿多田島開発の進捗状況について質問しております。その時点の答弁に「産業拠点検討会についても最近開催されていない」とのことでしたが、今もって開催されていないのか。また、「県の企業立地推進室と連携をとりながら企業誘致について取り組みを進めている」と答弁されておりますが、その後の進展についてお尋ねします。町として現状の対応状況では国有地の払い下げも難しいと推察されますが、この点について、今後どのような構想で進めていくのか。

以上、2点についてお尋ねします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 前段のまちづくりの件でございますが、地場産業の振興を含めて町として産業づくり、既存の地場と言えるような企業も三次構想スタートのときは不況の中で苦しんでおられた。ここら辺の対策をしっかりと我々としてやっていこう。あるいは、水の問題を含めて産業基盤の整備をしっかりとやっていこうということで、町内に存在する企業の皆さん方、平生町で安心してやっていけるような条件整備をしようということで、これは着実に私としても進めてきておるといふふうに思っております。これは見解の違いということになると思いますが、これからもこういった地域の雇用の場が確保していけるようにさらに努力をしていかなければいけない。これは一つの大きなベースだといふふうに思っております。

それからもう一つは「自主財源の確保」ということでございますが、これは先ほども言いまし

たように、行財政改革をしっかりとやっていくというのは基本的には歳入歳出をしっかりとバランスがとれたものにしていく。そのためには、歳入のところで自主財源もしっかり確保して入りをしっかりとらえて出るを制していく。これが基本ですから、当然、自主財源確保に向けての取り組みということも申し上げさせていただいております。阿多田の利活用の問題、風力の問題もけさの所信の中で触れさせていただいております。そういう形で、これからそういう産業基盤の取り組みを含め、同時にそのことが自主財源につながっていくような取り組みをやるということ、けさの所信の中でも触れさせていただいております。

阿多田の関係でございますが、今年の状況について春にも御質問いただきました。町の財政状況等も踏まえながら、今後の取り組みについて県の企業立地推進室等とも連携をとりながらやっていこう、こういう話をさせていただいております。以前には、運輸とか建設製造業あたりからいろいろあったり、県の方からリサイクル関連の企業ですが、問い合わせや照会があったり、いろいろ今日まで経緯はございます。問題はあの土地が依然として国有地ということで、きょうは後ほど阿多田地区開発の取り組みということで御質問があるように聞いておりますけれども、町道の整備、公園緑地、コミュニティ等々はやりましたが、町道の整備と企業団地の整備、これが結局、財政状況で未着手という状況になっております。財源問題との絡み、あるいは企業誘致の動向といいますが、こういうものも見据えてこれから取り組みをやっていこう。今回、みなとまつりもやらせていただきましたけども、経済産業省のバックアップもいただいておりますが、阿多田の状況について、つぶさに私の方から説明をさせていただいて、ぜひ協力を願いたい。もちろん財務省との話もありますけれども、経済産業省。それから海事関係の企業、こういったところもみなとまつりを契機に周南を中心に歩かせていただきました。今、それなりに取り組みをしながら、県の方にもその辺の状況は話をしながら、引き続き財政状況も一方ではありますけれども、何とかここに企業誘致の動向といいますが芽が育っていくように取り組みを考えていきたいというふうに思っております。

議長（平岡 正一君） 山名喬二議員。

議員（5番 山名 喬二君） もう一点尋ねていたことがあったんですが、平生町民が今求めていることについてどのように理解されているかという点についてお尋ねしていたんですが、答弁されていない。次に答弁してください。それと、これは答弁がかなり難しいと思います。それでヒントとして申し上げますと、町民が今何を言っているかということを町長はどのように感じているかということです。要するに、目線を町民まで下げていただいて、町民はどう考えているか。まず、第1点がこういうことであります。我々議員はいつも責められているという状況から申しますと、何を町民が言っているかという、今回も先ほど来、合併の話が出ておりました。合併がなぜ破綻したのかという件です。この件を一番御存じなのは町長であろう。我々も、なぜ破綻

したのかという真意のほどはわかりません。いろいろな経緯は何となくわかりますが、本当に破綻した理由はどこでどうなったんだと。町民もそれが非常に不安なところであります。それで、どういふふうに理解されているかっていうことで、情報公開をしっかりしてほしいということでもあります。一つの例として合併の件なんです、これが壊れた真の経緯について町民にももう少し詳しく説明する必要があるんじゃないか。こういうふうに思います。それをどのように理解されているか、お尋ねした根本であります。

もう一つ、財政の問題も先ほどからおっしゃられておりましたが、これは余分な心配かもわかりませんが、19年度の予算についてです。新年早々、町長査定に入る時期だと思います。19年度の予算について、少なくとも町民に負担を強いることなく19年度予算が組めると想定されているかお尋ねいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町民が求めているのはどうかということで、どういうことをおっしゃっているのかと思って聞いておったんですが、合併の経緯についてでございます。合併の白紙に至る経緯というのは、議会の皆さんとも逐一協議をしながら全協を開いてですね、動向については報告をしながら、一連の経緯については町の広報でもきちっとお示しをして、こういうことになりました、残念ながらこういうことになりましたということも広報でしっかり説明をしてきたつもりであります。懇談会も平生町の場合はよその町や市の懇談会より濃密にやってきた。回数も多かったと思いますし、皆さんには丁寧に説明をしながらやってきたと思っております。したがって、そのことについてはあれがすべての経緯でありまして、当然、そのことについては皆さんとも十分意思の疎通を図ってやってきたつもりであります。

もう一つは、来年度の予算編成に向けて、今から十分今の状況を踏まえて、住民の皆さんとこういう厳しい時代をいろんな意味で痛みを分かち合いながらやってきておるといふふうに思っております。そういう状況の中で、我々もできることはしっかりやっいていこう。そして、住民の皆さんにも地域の力を発揮していただくところはしていただいて、協働のまちづくりを進めていこうというのがベースですから、その上に立って、個々の施策については判断させていただきたいと思っております。

.....
議長（平岡 正一君） ここで、暫時休憩します。午後1時から再開いたします。

午前11時46分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（平岡 正一君） 再開します。

淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君）では、通告書に従って質問させていただきます。

はじめに、児童・生徒のいじめの問題についてお伺いいたします。

現在、新聞・テレビ等で一番の問題は、児童・生徒のいじめ問題ではないかと思います。私は、各地の学校でいじめによる自殺が連続して起こっている問題で心を痛めていない人はいないように思います。また、この質問については先ほど山名議員がされていますので重複は避けたいと思いますが、中にダブるところがあるかもしれませんのでよろしくお伺いいたします。

私は、いじめ根絶のための対策、また、教育委員会としての方向性についてお伺いをしていきたいと思っております。今、いじめ克服の取り組みを妨げているのは何か。また、いじめの温床はどこにあるかを考える必要があるのではないか。こういうふうに考えております。

まず、なぜいじめの実態が隠されてしまうのか。こういう問題です。それは、いじめの件数が多いか少ないかで学校と教師を評価するシステムが教育現場に押しつけられているからだと思います。教師が自分のクラスにいじめがあると報告をすれば、その教師の評価が下がる。ですから、教師はいじめがあっても1人で抱え込んでしまう。このシステムが、教師集団が協力していじめを早期に発見し克服することを困難にしているのではないかと考えております。また、そういう報道もされております。

2点目として、なぜ子供たちがいじめという行動に走るかという問題です。確かに、私たちの時代にもいじめはあったと思います。今ほど陰湿なものではありませんでしたけど、時間がたてばやがて消えていくようなものだったと私は記憶しております。現在のいじめについて、子供たちの道徳心の問題だと言われておりますが、それだけで説明ができるわけではないと思っております。私は、子供たちを絶えず競争に追い立て、いわゆる「できる子」、「できない子」に振るい分ける競争主義、それと序列主義の教育が子供たちの心を傷つけストレスとなり、そのはけ口をいじめに求めてしまう、これがいじめの最大原因の一つではないかと考えております。

最後にもう1点、これは県の資料ですから教育委員会の方もお持ちと思いますが、都道府県のいじめの発生件数ですが、1,000人当たりの発見件数を見ますと、山口県は2.5件となっております。全国でワースト4、こういう位置にあります。また、平生町の件数を見てみますと6件、こういうふうになっております。これは全国平均をはるかに上回る件数となっている。この点を含めて、いじめ根絶のための対策はどのように考えておられるか、これをお聞きしたいと思います。

議長（平岡 正一君） 合頭教育長。

教育長（合頭 興亞君） 淵上議員からいじめについて御質問いただきました。私の方も、先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、御容赦願いたいと思います。

最初の御質問の「先生がいじめを起こすと評価が下がる。そういうことから1人で抱え込んでいじめを報告しないんじゃないか」という御質問がございました。このことについてどう考えるかということでございます。

先ほども申しましたように、私自身はいじめの件数そのものよりも、そのいじめをどう解決していったか、そっちの方に評価を置きたいと思います。したがって、もっと極端に言えば、いじめをできるだけたくさん発見して、子供たちから相談を受けた教師ほど子供たちから相談にのりやすい教師、そして、それをどういうふうに解決していったかということにおいても非常に解決能力のある教師、こういうふうには私にとらえたいと思っております。平生町におきましてはそういうことはない信じたいし、また、絶対にそのような形で隠すようなことはいけないことだと思っております。ましてや、評価に云々ということは断じて私はないというふうには思っておりますので、その辺、御理解をお願いしたいと思っております。

しかしながらそうは申しまして、そういうことを学校の校長を通じたり、校長もそういう指導をしていると思っておりますので、今後ともその問題についてはくどく言っておきたいと、こういうふうには思っております。

それから2番目に、いじめ根絶のためにというような、冒頭にそういうことがございますけども、競争心とか、あるいは序列が学校教育の中にあるのではないか。それがいじめにつながっているのではないかとございまして。確かに、私自身も現場にいたときそういうふうな過度の競争心と申しますか、例えば、忘れ物をできるだけなくそうと思って忘れ物の件数を後ろに張ったりですね、A君は今週何回忘れた、B君はゼロであったとか、そういうふうな感じでやった覚えがございまして。しかしながら、そういうことで忘れ物をやめさそうと思ったんですが、なかなかこれが簡単にグラフに載せるけえちゅうて忘れ物をしないようになるかといったら、そんなもんじゃありません。むしろ、ほかの方法を考えてみたりしたことがあるんです。あるいはテストの成績とかですね、そういうものもございまして、その裏には、ある面では子供たちの能力、いろんな学力、体力、その他をつける面で、やはり子供たち同士がお互いによきライバルとして競い合うというようなことも、ある程度、学校教育の中には必要になってまいりますので、恐らく、過度というような面をどういうふうにとらえるか。そういうことは、教員の一人ずつのテクニックではなからうかと、こういうふうには思います。そのことがいじめにつながる、全く影響ないかといったらそうは申しません。そういうのもあるのではなからうか。あるいは、もっと大人自身が、教師も含めてですが、子供の前で平気で人の悪口を言ったり、あるいは責任転嫁をしたり差別的な発言もしたりと、そういう大きな要素もいっぱい含まれておりますので、いじめ根絶はかなり難しい問題ではあるけども、できるだけそういう形のを学校、教育委員会含めて周りの大人たちも気をつけていくようなことを、私どもも今からいろんな会合等でも発し

てまいらなきゃいけないと、こういうふうに思っております。

それから3番目の質問で、平生町は非常に多いんじゃないか。議員御指摘のように、都道府県別いじめの発生件数、平成17年度、山口県ワースト4というようなことであります。平生町でも平成17年度は4件でございました。平成18年度は、きょう現在、6件だということも申しました。平生町の6件が多いか少ないかというのは、多いとも取れるし、私はもっと多くてもいいんじゃないかとも思うし、6件もの子供たちが随分悩んだんだな、多いんじゃないかなというふうにも思います。結局、最初の答弁で申し上げたように、常に教員、学校、あるいは大人は、鋭い感性をもってアンテナを張って、しっかりと、いかに早く発見し、いかに早く対応していく、この一言に尽きるんじゃないか、こういうふうに思っております。

さきの山名議員の答弁でも申し上げたように、学校は子供たちが安全・安心で、しかも学ぶ場所であります。特にいじめの問題については、同じ学級、あるいは同じ学年、そういうふうに学校では多く発生している。学校生活が起因するということはよく言われております。その中で起こっていると。したがって、その当事者である学校とすれば、できるだけそれをなくす、あるいは早く発見して早く対応する。これしかないんじゃないかと、こういうふうに思っております。

しかしながら、先ほども申しましたように、痛ましい事件にならないうちに早く解決しなきゃいけない。こういうふうなことは教育委員会としても強く感じております。学校、教育委員会だけの問題でなしに、地域の方たちにも協力をお願いしながら今から取り組んでかなきゃいけない問題だと思っております。

以上です。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） さっき申しました教師の問題ですが、これも県の資料にあるんですが、いじめ発見のきっかけというのがあるんですね。この中を見ますと、その件数を見ますと、発見のきっかけは、いじめられた児童からの訴えが134件。保護者からの訴えが123件となっております。担任の教師が発見したというのは53件と、ぐっと低くなっているわけです。その辺から最初の質問をさせていただきました。それで、16年度、17年度比べてみますと、担任教師が発見したっちゃうのは、16年度は81件、これが激減して17年度では53件、こういうふうに減ってきているわけです。さっきの児童からの訴え、保護者からの訴えというのは、逆に増えてきておるわけなんです。その辺に大きな問題があるんじゃないか、こういうふうに考えておるわけです。その辺で、教師の側に何か原因があるんじゃないか、こういうふうに考えておるんですが、その辺をお願いしたいのと、もう1点、根絶の具体的な対策はとお聞きしたんですが、その辺は考えておられないんでしょうか。

議長（平岡 正一君） 合頭教育長。

教育長（合頭 興亞君） 根絶の対策、ちょっと触れさせていただきましたけども、まさに根絶に向けて取り組まなきゃいけないということでございます。非常に大きな問題だと私は思っております。あらゆる面で、人権尊重の意識を十分子供たち、教職員、あるいは世間一般、地域の方々、家庭の方にもいろんな形で呼びかけてまいることが、まずは一番やらなきゃいけないことだと思っておりますし、具体的には、いじめは絶対によくないんだということを広く子供たちにも小さいうちから言うておく必要もあると思います。具体的な対策ではありませんけども、そういう形のものを今から推し進めていかなきゃいけないと、こういうふうに思っております。

それから2番目の質問でございますが、学校の中で教師の方、主に担任教師、中には部活の教師というふうにあるんですが、数が少ないじゃないかということです。確かに、学校に言いにくいという面もあるかもしれないし、教師に言ってもしょうがないという子供の気持ちもあるかもしれません。そういうことから、やはり学校の教師は常に鋭いアンテナを張らなきゃいけないということが、まず第一に言えると思います。

それからもう一つは、ある校長と話したんですけども、対応、処理において、例えば、上手な処理の仕方をしないと逆にいじめが大きくなる。学校に訴えることによって、逆にいじめが大きくなるのでかえって言いたがらないというようなこともあったようでございます。これは平生町内に限らずでございます。そういうことから、担任教師の発見というのが遅れる、隠すといえますかね、隠すような形になるんじゃないかと思えます。だから、教師の前では割と平然としとるというようなこともあるのではなからうかと思えます。これは山名議員にもお答えしたように、いじめられる側に立ちましたら、いじめられているということを相談するのは強い子なんだという意識づけも必要だと思います。いじめる子を救ってあげられるんだという意識、子供たちには難しいかもしれませんが、そういう意識も発想の転換で、ある程度は持たせる必要もあるんじゃないかと思えます。今、私どもも含めて、要は、子供たちとの信頼関係、あるいは家庭との信頼関係、それらの構築を今からしていかなきゃいけない。町内におきましては、ここ3年、今年度で終わりですが、「歯と口の健康づくり」というような形で、虫歯が何本あるか、何本治療したかっちゃんだけじゃなしに、子供たちの体のことを通して家庭との連携をしっかりとしていこうと。やっぱり子供たちの健康が一番ですから。そういう連携をしっかりとしていこうという形で、今、小中学校ともに取り組んでもらっております。何かのきっかけで、家庭と学校の信頼関係、これを今からどんどん推し進めていく必要がある。その中で、子供たちと先生との信頼関係、こういうことが今から必要になってくる、こういうふうに考えております。

以上です。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） いろいろ答弁をいただきましたが、いじめによって最終的に自殺

じゃなんじゃって、こういうことが起こらないように、教育委員会の体制もしっかりしていただいて、強気に推進していただきたいと思います。要望で結構でございます。

では、次の質問に移ります。2点目は、子供のための施策についてでございます。私たち共産党は、先月の17日から平生町の住民の皆様方に住民アンケートをいたしました。アンケートの中に「子供のための施策について」という項目があります。子育ての中で保育園に関する回答が42%と一番多く返信されてきております。その意見欄の中には若い夫婦の切実な声がびっしりと書かれております。その一部を紹介させていただきますと、「保育園に預けて働くお母さん、パートで働いて保育料を払ったら2万円ぐらしか残らない。今どき近所に子供が少なく遊び相手もないので保育園に行かせて子供同士の遊びも覚えさせないといけない。どうしても保育園を頼りにするようになります。保育料のことをもう少し考えてください」。また、「子供を育てるにはお金がかかります。当然ながら夫婦で働かなければ育てられません。土曜、日曜日働かなければ育てられません」。もう1点、「若い親が安心して働けるように、保育時間の延長はうれしいです」と、このように書かれております。

そこで私は、町の保育園、町営の3カ所とつばさ保育園の園長先生に、アンケートについて話をさせていただきました。その中で、今回の保育園に対しての要求に対して「特別な要求はない」、多少裏はあるんですが、「特別な要求はない」、こういう回答をいただいております。しかし、今、保育園を利用されている住民の方々、町の規則を一生懸命守ろうとしていらっしゃる。もう1点、行政に対してなかなか物が言えない。この2点があるんです。このことが今回の私たちのアンケートにあらわれてきているんじゃないか、こういうふうに考えております。そこで、保育料の軽減対策と保育時間の延長について、少子化対策の一環として前向きな検討をお願いしたいと思います。また、保育園児の保護者に対して、ある程度具体的なアンケートでも実施されたらどうか、こういう提案もしたいと思います。

以上2点、よろしく願いいたします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 子供のための施策についてということで、住民アンケートを通じての問題点について御質問をいただきました。そういう形で世論といいますか、町民の意見をくみ上げて取り組んでおられる、その取り組みには敬意を表したいと思っております。

今ありましたように、我々も次世代支援行動計画ついでにありますが、これをつくるとき、16年ですね、おとどしになりますけれども、アンケートを実施いたしております。その際、保護者の方々、約半分ぐらいの保護者の方が保育所などの出費負担の軽減というのを求めておられるというアンケート結果が出されておりました。それを受けて我々もこういった軽減化の要望については努力をしようということで、御承知のように平成17年度からの保育料負担軽減策を平生町と

してとらせていただいたということでございます。

今、それぞれ国、県の減額措置がございますが、町としては平成17年度、保育料から国の基準の8割ぐらいのレベルのところ引き下げておりました、階層区分についても従来の8区分から12区分に細分化して軽減化に町としても努めさせていただいております。この17年度の軽減化によって近隣の市町、光、田布施等と比べても平生町は低くなってきておりました、柳井と大体同じぐらいの水準だというふうに思っております。近隣と比べてもそういう状況になっているというふうに認識いたしております。

したがって、こういう状況ですし、国の方も18年度から始まった定率減税の問題とか所得税や住民税の負担増とあわせて、今度は保育料の区分が上がってしまって負担が大きくなるというようなことも予測されるというので、国においても徴収基準の改定をしなきゃならんということで計画を予定しておるようでございます。したがって、本町としてもそういう動向も十分踏まえながら、徴収基準等も参考にしながら保育料の負担が増えないように対策を講じていきたいというふうに考えております。御理解をお願い申し上げます。

アンケートについてはちょうど2年前に実施いたしておりますし、また11月に実施されたようでございますので、ある程度、一定の時期をみて皆さんの要望、意向というのは把握をしていくように努力していきたいというふうに思っております。（発言する者あり）

延長保育については、午前7時半から夕方6時半までの11時間ということで実施をさせていただいております。つばさ保育園については午前7時から午後7時の12時間ということで延長保育を実施いたしております。利用されておる実態ですが、つばさ保育園は夕方6時半から7時までが1名おられますが、それも6時40分ぐらいには帰られるようございまして、実際にはほとんど6時。平生保育園は6時から6時半が10人ぐらいおりますが、宇佐木、佐賀はゼロというような状況で、利用実態からいくと、何とかつばさ保育園で選択肢を広げたという部分もありますし、ファミリーサポートセンターのサービスを利用されている方もございます。恒常的じゃない場合はですね。ちょっと用事ができたとかいう場合はありますが、そういうことで考えられておりました、11時間を12時間、12時間を13時間ということで、どんどん延ばしていくことがどうなのか、保育のあり方そのもの関係になりますので十分考えていかなければいけないし、次世代支援育成行動計画を策定し、推進法では子供の視点をしっかり大事に考えていこうというような部分もございます。したがって、子供を預ける側の親の立場、預けられる子供の立場、こういうものをみんながもう一度十分考えていかなければいけない。ですから、11時間を12時間、今、つばさでやっております。それをまた13時間、14時間とこういうことがどうなのかというのは疑問も出てきます。したがって、この辺は十分皆さんと議論したいし、それは公務員ももちろんあるわけですが、民間企業含めてこういった子育て支援の協力といいますか、

こういうものも我々としても協力を要請していかなければいけないというふうに思っております。

そういうことで、日曜日も土曜日も働かんにゃいけんとかいう意向もあったようですが、子供たちの視点も考えながら、社会全体としてこの問題は考えていかなきゃいけない時期に来ておらんんじゃないかというふうに思っております。したがって、利用実態から言いまして、かなり早い段階で帰られる方もあるようでございますから、当面は、今の保育時間の体制、現行でいきたいというふうに考えております。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） たしか、保育園の園長先生の報告はそうでした。やっぱり裏があるんですよ。保育園の延長の要求は出てくるでしょうねと、こういう園長先生もいらっしゃいます。それとこれは朝の問題ですが、保育園に大体先生が来られるのが7時半からだったら7時20分ぐらいに来られる。そのときはもう保育園の駐車場で待っておられる。それでそのまま預けて飛んで仕事に行かれる。そりゃ、報告はそうなおるかもわからんけど、そういうこともあります。

それともう1点。つばさ保育園が7時から19時と一番長いんです。そこが60人の定員に対して75名と、こういうふうになっています。平生保育園を見ますと100人が91人、宇佐木、佐賀は45人に対して48、49と多くなっていますが、異常につばさ保育園が多いわけです。それは、自動車で送り迎え、バスで送り迎えとかいうサービスもあるとは思いますが、この辺に時間の差というのがあると思うんですよ。こういう問題も事実としてあるわけですから、考えていただきたい。この辺はどう思われますか。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 私がいただいておるデータといいますか資料で見ておったんですが、つばさ保育園、夕方延長保育で午後7時までですが、7時まで利用されておるのは1人です。それも、6時40分ぐらいにはもう帰られるということで、朝は実態、実情を把握しておりませんけど、夕方は6時半までの方が2名おられる。したがって、6時以降については保育園と同じ形にすれば3名の方がつばさの場合は延長保育でお世話になっておるという状況です。確かに、75名ということで大変つばさの方も多いわけですが、この辺は、もう少しよく実情を調べてみたいというふうに思っております。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） ぜひ実情を調べていただいて、これからの子育て、それと少子化の問題もありますから、その辺を十分検討されて今からの町政に活かしていただきたい。

最後に、この意見欄に書いてあった意見に「今、私たちの家庭では子供が1人です。2人欲しいが持てません」。こういう回答もありました。

以上で、質問を終わります。

.....
議長（平岡 正一君） 藤村政嗣議員。

議員（3番 藤村 政嗣君） それでは、町長の政治姿勢ということで2点ほどお伺いいたします。けさほどから質問がございまして、重複する点があるかと思いますが、よろしくお伺いしたいと思います。

1点目は、平成19年度の予算編成方針ができ上がると思いますけれども、その中で、町長としてどういうメッセージを出して各主管課長に指示されたか、これをお伺いしたいと思います。特に、財源不足の対策問題、歳入確保についてけさほどからございましたが、3億円ぐらい足らんということでございますが、これを具体的にどういうふうに進めていかれるのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

それから、市町村合併についてです。21年度までには何とかしなきゃいけないという答えもあったようでございますけれども、どう具体的に進めていかれるのか、この点をお伺いしたいと思います。よろしくお伺いします。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 一つは、19年度の予算編成方針の考え方、メッセージは何かということでございます。11月28日に各課に指示をいたしてございまして、この25日を提出期限として編成を進めていこうということで指示をさせていただいております。もちろん、歳入不足といいますが、そこら辺の対策が一つの大きなテーマになってまいりますけれども、国の予算の概要といいますが、国の方針、とりわけ交付税の問題、新型交付税の導入ということも指摘をされておりますけれども、交付税の確保がどこまでいけるのか、制度改正の影響がどういう格好で出てくるのかというところが、やっぱり一つの大きな課題だというふうに思っております。

税源移譲の実現ということで、町税そのものは増収になっていくと思いますが、それは所得譲与税等が町税に振り替わるわけでありまして、交付税の動向とあわせれば、一般財源ベースでは減少することは避けられないだろうと思っております。そういうことを前提にして、19年度の考え方としては、一方では歳出の削減、これは一般財源を80%、18年度当初予算をベースにして経常的経費は8割で抑えるように。継続的施策経費については90%の一般財源措置を上限としております。そして、新規の要望といいますが、そういう場合は既存の事務事業を整理する、その前提にたって新しい要望をしてほしいということをおっしゃる段階であります。

歳入確保というのが一つの大きなテーマになってまいります。午前中も申し上げましたように、歳入確保に向けていろんな検討チーム、5つの分野で検討いたしております。そこら辺の検討の成果もぜひやっていきたいと思っておりますし、今年から行政評価も取り組みを進めております。こう

いった行政評価の成果というものも上げていけるようにしていきたいと思っております、いずれにしても、歳入と歳出を一体的に改革していくというのが19年度の予算編成方針の柱であると申し上げておるところであります。

合併については、まずは3町が連携して対応していけるような状況づくりというのを進めていこうということで、町長会等もございますし、そういった取り組みを重ねていながら合併問題が協議できるような状況につなげていきたい。平生町だけが先に走っても、協議する相手が当然いるわけありますから、その辺の状況もこちらアクションを起こしていきながら、同時にそういう全体の雰囲気をつくっていきたくて考えております。

議長（平岡 正一君） 藤村政嗣議員。

議員（3番 藤村 政嗣君） 予算編成に際しまして、歳出が80%、90%と言われましたけれども、この辺で厳密に予算としてつむぐのかどうかを懸念するわけでございます。それと同時に、歳入対策として新しい制度といいますが、そういうものを検討する必要があるんじゃないかというふうに思います。

前から出ておりますように、新しい税制と申しますか、こういうものを検討しなきゃいけないと言われておりますけれども、昨年4月に河本史朗議員が都市計画税導入について質問しております。その答弁としまして、「今後さらに問題提起を踏まえて議論を深めていく」という回答もしておりますが、税の導入とか全然出てきておらない。検討チームといいますが、こういう問題をどう討論しておるのか、この辺の進め方というのをお聞きしておきたいと思えます。

それから、合併問題につきまして、3町が連携をとということでございますけれども、そのような現状ではないような気がいたします。12月13日の新聞によりますと、田布施町長が単独継続ということで状況を発表しておられます。「当面は近隣市町の動向を注視し、県の構想をもとに広域的な合併に向けて中長期的に取り組む」と述べております。

山口県の市町合併支援プランというのが平成18年7月31日に決定しております。山口県市町合併推進本部というところで練られておりますけれども、この中には、21年度までに合併という構想というのが、補助対象とか、県の「市町きらめき支援資金（貸付金）」、これが21年度までであれば、貸付利率は無利子で最長20年のうち据え置きが3年以内というような施策もありますけれども、こういうもろもろ含めて21年というふうに私は理解しております。

しかしながら、隣の町村では3町が連携するといながらも、新しい町長はそういうわけにはいかないと言っております。この辺のすり合わせが今後どうなるのか。近いところで不協和音があるということは大変難しいんじゃないかというふうに思います。

それで、具体的に21年までがどうなのかということをお聞きするわけでございますけれども、この辺について話し合いはどうなさるのか、ひとつお伺いしたいと思います。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 2点お答えをいたします。

1つは、自主財源確保の取り組みですが、この前から5つの検討チームと申し上げております。1つは手数料使用料。これは今回もいろいろ手数料、使用料の関係があります。もう1つは税の検討チーム。3つ目が税込確保の検討チーム。4つ目が財産処分の検討チーム。5つ目が特別歳入検討チーム。この5つのチームで検討いただいておりますが、その中の税の検討チームで都市計画税の問題についても検討させていただいております。目的税ということが大前提でありまして、都市計画審議会でも協議をいただいておりますが、導入に向けた素案をこれから検討させていただくことになろうと思っております。それを前提にして、これからいろいろそういった取り組みの課税システム等の研究、コストの試算、こういうものが当然出てきますから、こういうものについても引き続き都市計画税については検討していきたいと考えております。そのほか、それぞれのところで税込確保に向けての取り組みを鋭意進めさせていただいております。

合併の方は21年度までが新法の期限ということ念頭に置いておるわけでありましてけれども、この地域の状況を踏まえるならば、21年度までに一つの方向づけというものができるように取り組んでいこうとこういうことを申し上げさせていただいております。

田布施町との不協和音とおっしゃっておりますが、田布施とすれば一連の経緯がありましただけに、当面は行財政の改革に全力で取り組んでいきたい。合併問題については、ある程度時間がかかるだろう。こういうことをおっしゃっておることは事実でありますけれども、新しい町長が誕生いたしました。新しい町長と上関の町長を含めて、熊毛郡の町長会を通じてこの辺の問題についても合併協議を、すぐどうこうということにはならんにしてもお互いに連携だけは十分とって、これからの将来、いついかなるときも、状況によってしっかり対応していけるような連携だけはとっていきましょうという話は先般もさせていただいております。そういう意味で、ぜひ皆さんにもそういう立場でいろいろ御理解と御協力を申し上げたいというふうに考えております。

（発言する者あり）かなりスリムに今日なってきたことは事実であります。財源不足等の関係、財源措置がどうなっていくか不透明な部分がありますけれども、そのぐらいの決意でやっついていかないとこの時期はクリアできないと思っておりますので、この辺については、経常経費は8割というところで課長も大変だと思っておりますけれども、それぞれの取りまとめを各課でお願いする、今から査定段階でこぼこ、めりはりということにもなるとは思いますが、基本的な考え方とすれば、そういう形で何とか予算を調整していかなくちゃいけないという考え方になります。

議長（平岡 正一君） 藤村政嗣議員。

議員（3番 藤村 政嗣君） 今、財源対策で80%という話でございますが、なかなか財源がないと配分ができないと思います。総務課長、財政担当としてどのように埋めていくのか答弁をお願いしたいと思います。

それから、合併につきましては新支援プランが21年度までということでございます。それは各町事情があると思いますけれども、せっかく山口県が推進本部を設けて合併の新支援プランを21年まで続行するというところでございますので、この施策に乗っていかないと、現実的に、具体的に合併を推進するということにはならないのではないかと思います。

具体的な支援策は、人的な配分、県の支援対象の市町きらめき支援資金、この対象は電算とか庁舎の改修の合併前に必要になる公用施設の基盤整備事業というように具体的に県が示しておりますので、この台に乗っていかないと合併の基本的な構想にはならないと私は思います。ぜひとも周辺の首長とよく協議をされて、こういうプランを流さないように利用していただきたいと思います。要望で結構でございます。

新年度予算の80%、90%の財源不足ということについて、既に具体的に数字が出てくると思います。各課の集計が恐らくクリスマスまでぐらいには財政の方に届くんじゃないかと思えますけれども、その中で、特に負担金の問題、水道とか火葬場、こういう問題がだんだん負担金が増えてくるということについては新たな財源が必要になってくると思いますので、この辺をどういうふうに、削減、削減といながらも出していくかというのが大きな問題ではなからうかと思えます。中で削減するといっても狙うところは一つぐらいしかないと思うんですけど、これは言いませんが、そういう問題をどうするのか。ひとつ具体的に説明を願いたいと思います。

議長（平岡 正一君） 高木総務課長。

総務課長（高木 哲夫君） ただいまの質問でございますが、中期財政見通しで平成19年度の財源不足額が3億3,000万円という形で積算、見通しとして挙げております。現実には、予算要求に向けての財政見通しとしてもその程度の財源不足は生じるだろう。ただ、歳入にありましては、交付税についてはまだ未確定ながらもこれまでどおり1億円程度の減少を見込んでおりますし、当然、交付税にかわる赤字地方債であります臨時財政対策債、これについても計上をせず歳入を見込んでいる。見込み方としてはあまりにもシビアすぎるというような考えもあるかと思えます。反対に、歳出においては人件費についても同額を計上し、その他の事務事業についても現在の行政水準のサービス水準を落とさないようにという形で見込んでおりますから、当然、歳入と歳出の乖離というものは大きなものがございまして。そういったことを踏まえて、じゃあつぐなうかということになれば、なかなか国の地方財政対策の状況がわからないという段階ではつぐなうということも言えませんし、聞くところによりますと、来週18日ごろには地方財政対策、地方財政計画も明らかにされるということですから、恐らく、事務作業としてはこのあたりから

再度そういう見直しをしながら、各課の予算要求の数字と踏まえて新年度予算の査定の準備に取りかかっていくこととなります。

どちらにいたしましても、歳入確保といえども一朝一夕に1億円、2億円という歳入が確保できるものでもございません。小さな金額の積み重ねが大きなものになるというところで、各課長にもそういったお願いをしておりますし、現状の収納ということについても、収納率を上げていながら歳入を確保していくということも方法の一つであろうと思っております。

現在においては、19年度予算を構築していく上でかなり厳しい切り込み、査定等も想定されます。職員が一体となりまして歳入確保については頑張っていかなければいけないと考えておりますので、この状況については年が明けまして数字等が見えてくるとは思いますけど、報告できる機会がありましたら報告させていただきたいと思っております。

議長（平岡 正一君） ここで、暫時休憩します。午後2時10分から再開します。

午後1時57分休憩

午後2時10分再開

議長（平岡 正一君） 再開いたします。

藤村政嗣議員。

議員（3番 藤村 政嗣君） それでは、2点目の阿多田島地区開発の取り組みについてお尋ねいたします。

先般、海王丸が来て2万8,000人という方が見学されたということで、この地域は非常に皆さんの認識が高まっておるところでございます。つきましては、この開発を今後どうするのか、進捗状況はどうかということについてお尋ねしたいと思っております。

平成15年3月に町道、公園緑地、コミュニティ施設用地を国から購入しておりますし、国から無償貸与で町道部分と一部の公園緑地2万8,000平米を現在町が管理しておることでございます。その後の財務省との交渉はどうか、未買収地は今後どうするのか、この点についてお尋ねしたいと思っております。

それから、2点目は企業誘致の取り組みでございます。この地についてどういう職種から引き合いがあったか、どういう取り組みが今までなされておるかということについてまずお伺いをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 阿多田の開発問題についてでございます。先ほども御質問いただいておりますが、基本的な位置づけというのは、県の港湾整備事業と連携してしっかり税関、植物検疫機能を生かした産業の起爆剤として活用できるようにしていきたいというのが基本的な考え方で

ございます。

購入するにしても財源の問題。企業団地にいたしましても部分的な形になると、どうしても遊休地として残っていくとこれまたいろいろ問題が生じるということで、できれば一遍で対応ができるような形を考えていきたいと思っておりますが、町の財政状況、企業の動向等、十分見据えてこれからも対処していきたい。また、企業誘致は引き続き努力をしていきたいと思っております。

そうした中で、国においても小さな政府という方針のもとで国の保有資産を圧縮したい。できるだけ早く売却していきたい。特に、阿多田地区は中国管内でも面積としては大変広く目立つわけであります。この辺もありますんで、20年3月を目安に公共随契で町へ優先的に契約ということで来ておりますけれども、それ以外も含めた処分方法を模索していきたいというのが国の考え方であります。ただ、そうはいっても今日までの長い歴史があるわけでありまして、こういった状況の中で、国としても町と十分連携をとって、意向も十分踏まえて国としても対応していきたいと財務省の方も言っております。

したがって、全体のそういう国の流れ、そうした中で、我々としてもこの問題については何とか早く目鼻をつけていかなければいけない。いよいよこの取り組みについても大詰めを迎えていきますから、いろいろな判断を来年度にはしていかなければいけない時期に来ると思っております。精神的に取り組みを進めていきたいと考えております。

企業誘致の問題につきましても、午前中も言いましたが、引き合い等々10件ばかり、運輸、建設、製造、リサイクル関係というようなことで来ておりますが、依然として国の用地として残っておりというようなこともございまして、話が具体的に前に進んでいないというのが現状であります。

ぜひ、国の方、特に財務省の関係もありますが、経済産業省なり県の企業立地推進室、こういったところとも連携をとりながら、引き続き取り組みを進めていきたいと考えておるところであります。

議長（平岡 正一君） 藤村政嗣議員。

議員（3番 藤村 政嗣君） 取り組みとして、県の商工労働部、県の都市開発公社、こういうところと接触があったかどうかお伺いしたいと思います。

それから、誘致の件でございます。一括というようなことをおっしゃいましたけれども、この広い土地が一括で現実的にできるかどうかということを疑問に思うわけでございます。一括で処分したらというような、もちろん一括で処分すりゃ一番いいことでございますけれども、現実離れた問題じゃなからうかというふうに思います。その点をひとつよろしく願います。

議長（平岡 正一君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 商工労働部の関係につきましては、商工労働部長とは先般も、これは別の機会でございますけれどもお会いいたしまして、私の方からよく要望いたしておきました。土地開発公社の方は、あれから以降、具体的に開発公社とこの問題での協議はいたしておりません。

それから、一括というのは、できりゃそうあったらいいということで申し上げておまして、企業団地の基本的なアウトラインと申しますか、あれはそのまま町としても基本計画として持っているわけですから、希望的観測を含めて申し上げさせていただいたような状況であります。

議長（平岡 正一君） 藤村政副議員。

議員（3番 藤村 政嗣君） 港湾を含めて、町民とはいわず、この近隣の住民が初めて知ったという現地があるわけでございます。この辺につきましては、住民も認識しておりますので、平生の資源として活用をお願いしたいと思います。これは要望で結構でございます。

以上で終わります。

議長（平岡 正一君） これをもって、一般質問を終了いたします。

議長（平岡 正一君） これより、提出議案に対する質疑に入ります。分割して質疑を行います。

まず、議案第1号平成18年度平生町一般会計補正予算から議案第10号平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例から、議案第16号平生町農村コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例までの件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号山口県後期高齢者医療広域連合の設立についてから、議案第21号字の区域の変更についてまでの件について質疑を行います。質疑はありませんか。 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 山口県後期高齢者広域連合規約についてです。受け皿をつくるということですが、この受け皿をつくった後の内容というのは全然わからないわけですか。報道によるといろいろ出ているんですが、そういうことを全部信用していいんでしょうか。報道関係のことをです。

議長（平岡 正一君） 田尾町民課長。

町民課長（田尾 正昭君） 後期高齢者医療制度でございますが、これは今年6月21日に健康保険法の一部改正によりまして、平成20年4月から施行することになっております。施行に向

けて広域連合で後期高齢者医療制度を行うこととなりますので、広域連合の設立をこのたび議会の議決をお願いすることとなります。健康保険法の一部改正で平成20年から後期高齢者医療制度をやると成立しております。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） この中身については、当町で何もまだ把握されていないと考えていいわけですか。これをつくる。つくるけど、これは何のためにつくるか。どういう方向性を持っておるかということはまだわからないんですか。

議長（平岡 正一君） 田尾町民課長。

町民課長（田尾 正昭君） 内容につきましては、広域連合の設立をお願いしますと、20年4月の施行に向けて広域でする事務、被保険者の資格を管理する事務、医療給付に関する事務、保健の賦課に関する事務等の整備を広域連合で決めていきます。

それに向けて、市町は被保険者の資格に関する申請及び届けの受付とか、被保険者証及び資格証明書の引き渡し等の事務がおきてきますので、20年4月施行に向けてそれらの準備を進めていくようになります。

議長（平岡 正一君） 淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 広域連合をつくるというのは、そりゃ今、課長が言われたとおりなんですよ。その中身がどうなんか、どういうふうなものをつくるんか、そういうことを聞いておるんです。つくりなさいと法律で決まったんですからつくらんにゃいけんと思うんですよ。その中身はどうなんか。早くいったら、年金から保険料を天引きするとかच्चゅう中身もあるでしょ。そういうことを聞いとるんです。広域連合をつくるというのはわかるとるんです。その辺はどうなんですかって聞いているんです。

議長（平岡 正一君） 田尾町民課長。

町民課長（田尾 正昭君） 後期高齢者医療制度というのは、今まで老人保健医療というのがありまして、それから、老人保健制度では国保または被保険者の各医療保険に加入したまま保険給付は市町村が行っていた老人医療会計がありました。今度はそれを国保や被保険者保健から独立した医療制度として後期高齢者医療制度、各市町村でしていたのを広域連合をつくって県単位で行うという独立した医療制度をつくるようになります。

内容でございますが、医療費のうち、半分のうちの12分の4を国の負担、12分の1を県、12分の1を市町村という形で、12分の6を国、県、町で負担するようになります。そして残りの12分の5を、これは各国保とか健保とかから支援金として賄って、医療費全体のうちの1割部分を被保険者で負担、保険料として負担するようになります。その保険料は、各広域連合によって、国では統一ではない、県によって統一されるようになります。そしてその場合も低所

得者の保険料の方に対しては国保と同じような7割軽減、5割軽減、2割軽減ありますし、今まで被保険者、被用者保険の被扶養者として入っておられる方は保険料を負担しておられなかった。そういう方が後期高齢者医療制度に加入したときには2年間は保険料が半額軽減されるというような形の制度であります。

以上です。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。一般質問及び質疑は終了いたしましたので、12月18日の本会議は休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。したがって、本日の議事日程に日程第26、委員会付託を追加いたします。

日程第26．委員会付託

議長（平岡 正一君） 日程第26、お諮りいたします。議案第1号平成18年度平生町一般会計補正予算から、議案第21号字の区域の変更についてまでの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第21号までの件については、各常任委員会に付託することに決しました。

議長（平岡 正一君） 本日は、これにて散会いたします。次の本会議は、12月22日、午前10時から開会いたします。

午後2時30分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 正 一

署名議員 河内山 宏 充

署名議員 河 本 史 朗

平成18年 第6回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成18年12月22日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成18年12月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議員提出議案第1号 平生町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議員提出議案第2号 平生町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第5 決議案第1号 三新化学工業株式会社平生工場における事故再発防止の徹底を求める決議
- 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議員提出議案第1号 平生町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議員提出議案第2号 平生町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第5 決議案第1号 三新化学工業株式会社平生工場における事故再発防止の徹底を求める決議
- 追加日程第1 議員提出議案第3号 平生町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員(14名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 新本 俊彦君 | 2番 淵上 正博君 |
| 3番 藤村 政嗣君 | 5番 山名 喬二君 |
| 6番 細田留美子さん | 7番 柳井 靖雄君 |
| 8番 河内山宏充君 | 10番 河本 史朗君 |
| 11番 吉國 茂君 | 12番 鍛冶原重雄君 |
| 15番 安村 忠男君 | 16番 福田 洋明君 |
| 17番 川本 健吾君 | 18番 平岡 正一君 |

欠席議員（2名）

9番 増野 洋樹君

13番 曾田 文彦君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君

書記 吉岡 文博君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	教育長	合頭 興亞君
政策調整室長兼出納室長			佐竹 秀道君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			高木 哲夫君
企画課長	吉賀 康宏君	町民課長	田尾 正昭君
税務課長	洲山 和久君	健康福祉課長	河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長			松井 稔君
建設課長	安村 和之君	佐賀出張所長	木谷 巖君
教委総務課長	福本 達弥君	教委社会教育課長	弘中 賢治君

午前10時00分開議

議長（平岡 正一君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（平岡 正一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、川本健吾議員、鍛冶原重雄議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．委員長報告

議長（平岡 正一君） 日程第2、議案第1号平成18年度平生町一般会計補正予算から、議案第21号字の区域の変更についてまでの件を一括議題といたします。

本件に関し、12月15日の本会議において関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。藤村政嗣総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（藤村 政嗣君） 総務文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成18年12月15日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第1号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、債務負担行為、地方債、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第3号、議案第11号中平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、これも以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第12号、議案第18号及び議案第19号につきまして、12月15日委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。

議案第1号中所管事項、議案第3号、議案第12号、議案第18号及び議案第19号については、すべて全会一致で承認することにいたしました。

議案第11号中所管事項については、賛成多数で承認することにいたしました。

次に、それぞれ主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第1号中歳入全般について、柳井地域広域水道企業団出資金元利補助の減額理由は何かとの質問に対し、公営企業債の借換えで償還金を変更したことによるものであるとの説明を受けました。また、アスベスト処理対策事業の対象はどこかの質問に対し、国・県の補助制度に基づき行われるもので、JA南すおう平生支所を対象にしているとの回答がありました。

歳出については、一般管理費の管理職員特別勤務手当について、1人当たりの支給額は幾らであるかとの質問があり、台風時の出務に係るもので、日額で課長職に9,000円、課長補佐職に6,000円を支給しているとの説明を受けました。また、退職者が多いと聞いているが、退職手当組合の負担が少ないのではないかとの質問に対し、今回の補正は職員の人事異動に係るもので、退職者の特別負担金については3月補正でお願いするようになるとの説明を受けました。

次に、情報通信費のクライアントライセンスの内容について質問があり、学校間交流システム用サーバーに接続するために必要となるライセンス使用料で、柳井市が代表で購入できないことから各市町で購入することになったため、負担金から備品に組み替えるものであるとの説明を受けました。

次に、中学校費の就学援助費増加の理由は何かとの質問に対し、当初、対象者を46人と見込んでいたが、12月現在で55人に増加したためであるとの説明を受けました。また、給食費滞納者との関連はどうかとの質問に対し、就学援助費受給者で給食費の補助を受けている者が給食費を滞納した場合、委任状をとり、学校が給食費を代理受領することになるとの説明を受けまし

た。

債務負担行為について、対象工事箇所はどこであるかとの質問に対し、田布施・平生合同斎苑付近の水道管布設工事であるとの説明を受けました。

議案第3号については、特別会計廃止の際、最終的には専決で処理するのかとの質問に対し、国からの補助金が少なく、組合への負担金が不足となれば専決も考えられるとの説明を受けました。

議案第11号中所管事項については、世情を考慮し、改定の事由を明確にすること、また、町民の負担軽減やサービスの安定・向上といったまちづくりの基本方向との整合を十分図り、行政の信頼が失われることのないよう町政運営に当たってほしいとの要望がありました。これを受け、将来展望を含め、近隣自治体と足並みをそろえるということもあり改定に踏み切ったもので、一方で、少子化対策による保育料軽減など、町民負担にもめりはりをつけながら行政改革大綱に基づき進めていくとの答弁がありました。

議案第12号については、質疑はありませんでした。

議案第18号については、山口県後期高齢者医療広域連合が設立しないからこのことを審議するのは拙速ではないかとの質問に対し、法律に基づいて全国的に進められているもので、2月1日に組織を立ち上げなければいけないというスケジュールの中で一括提案したものであるとの説明を受けました。加えて、制度の成り立ちの議論が不十分なまま組織をつくるという手法に疑問があるとの意見がありました。

議案第19号については、質疑はありませんでした。

以上が、総務文教常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

議長（平岡 正一君） 山名喬二産業厚生常任委員長。

産業厚生常任委員長（山名 喬二君） 産業厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成18年12月15日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号中平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、これも以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第20号及び議案第21号につきまして、12月20日委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。

議案第1号中所管事項、議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号中所管事項、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第20号及び議案第21号については、すべて全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第1号中所管事項について、社会福祉費の後期高齢者医療広域連合負担金に補助制度はあるか、また、今後の負担はどのようになるかとの質問に対し、補助制度については現状では未確定、また19年度の負担金については400万円程度になる予定であるとの説明を受けました。

次に、土地改良費について、町内農業者で国営土地改良事業に参入する者があるかとの関連質問に対し、現在、国営ほ場整備の実施について関係者と折衝中であるとの説明を受けました。

次に、公営企業費について、大野の簡易水道は田布施・平生水道企業団に引き取ってもらえないかとの質問に対し、水道議会でも協議しており、将来的には引き取ってもらう方向で検討しているとの説明を受けました。

議案第2号について、出産育児一時金と人間ドック補助の補正内容について質問があり、出産育児一時金は、当初15件であったものを20件と見込むもの、人間ドック補助については140人を159人と見込んで補正するものであるとの説明を受けました。

議案第4号については、質疑はありませんでした。

議案第5号について、漏水箇所はどこかとの質問に対し、尾国の簡易水道で、既に調査を終えて箇所を特定し、補修を済ませているとの回答がありました。

議案第6号について、第三者行為賠償金とは何かとの質問に対し、交通事故で老人医療を使った場合の損害保険料での補てんなどであるとの説明を受けました。

議案第7号について、管理費と整備費の人員費補正理由は何かとの質問に対し、両方とも人事異動によるもので、管理費は当初5人であったものが4人に減少したものの、整備費は3人のうち1人が変更したものであるとの説明を受けました。

議案第8号については、汚泥処理は年間何回実施するのかとの質問に対し、汚泥がたまる都度、引き抜きを実施しているもので、当初は250立米と見込んでいたが、実績により増額補正するものであるとの説明を受けました。加えて、汚泥引き抜きの単価設定について、実情を考慮し研究するようにとの要望がありました。

議案第9号については、人員費の変更理由は何かとの質問に対し、予算編成時に職員の人員費削除率が決定していなかったためであるとの説明を受けました。

議案第10号については、給与費明細書の作成について、現実に即したものに改めるようにとの意見がありました。

議案第11号中所管事項及び議案第13号については、質疑はありませんでした。

議案第14号については、施設の調理室の使用に当たっては換気を十分行うなど、事故防止に努めるようにとの意見がありました。

議案第15号及び議案第16号については、質疑はありませんでした。

議案第17号については、制度創設のメリット、デメリットは何かとの質問に対し、保険料の平準化を図る等、高齢者医療制度が時代に即した持続可能なものにしていけることなどのメリットに対し、被用者保険の被扶養者に対し、新たな保険料負担が生じることなどのデメリットがあるとの説明を受けました。

議案第20号については、埋立地部分の道路はいつごろ開通するのかとの質問に対し、完成時期は確認していないが、事業年度としては全体計画で平成26年度までと聞いているとの回答がありました。

議案第21号については、もとの大久保はそのまま残るのかとの質問に対し、南大久保に編入されるのは埋め立てられた部分だけであり、大久保については今までどおりであるとの回答がありました。

以上が、産業厚生常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願いいたします、委員長報告を終わります。

議長（平岡 正一君） 以上で、委員長報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 反対討論なしと認めます。次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、分割して採決いたします。

まず、議案第1号平成18年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成18年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から、議案第10号平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件を一括起立により採決いたします。議案第2号から議案第10号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第2号から議案第10号までの件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。議案第11号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立多数であります。よって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号義務教育小学校児童及び中学校生徒の通学費助成に関する条例の一部を改正する条例から、議案第16号平生町農村コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例までの件を一括起立により採決いたします。議案第12号から議案第16号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第12号から議案第16号までの件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号山口県後期高齢者医療広域連合の設立についての件を起立により採決いたします。議案第17号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立多数であります。よって、議案第17号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変

更についてから、議案第21号字の区域の変更についてまでの件を一括起立により採決いたします。議案第18号から議案第21号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議案第18号から議案第21号までの件は、原案のとおり可決されました。

日程第3．議員提出議案第1号

日程第4．議員提出議案第2号

議長（平岡 正一君） 日程第3、議員提出議案第1号平生町議会委員会条例の一部を改正する条例及び日程第4、議員提出議案第2号平生町議会会議規則の一部を改正する規則の件を一括議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。河本史朗議員。

議員（10番 河本 史朗君） それでは、御提案いたしております議員提出議案第1号平生町議会委員会条例の一部を改正する条例並びに議員提出議案第2号平生町議会会議規則の一部を改正する規則について、一括して御説明申し上げます。

本議案は、昨年12月9日に出された第28次地方制度調査会の答申を踏まえ、地方公共団体の自主性、自立性の拡大等のため本年6月に公布された地方自治法の一部改正に伴い、議会制度の所要の見直しをするものであります。

まず、委員会条例の一部改正では、第5条、委員の選任において、常任委員、議会運営委員及び特別委員は、閉会中は議長が指名することができる。また、常任委員の申し出による所属変更は、閉会中は議長が変更することができるとし、第10条、委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任において、議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、閉会中は議長が許可することができるとするものであります。

次に、会議規則の一部改正では、第13条、議案の提出において、委員会による議案の提出の要件を定め、第67条、所管事務等の調査において、第2項の適用条項の番号の繰り下げを行うものであります。

以上、平生町議会委員会条例の一部を改正する条例及び平生町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、今回6名の提出者を代表して提案いたすものであります。議員の皆様方におかれましては、よろしく御審議いただき御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長（平岡 正一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議員提出議案第1号平生町議会委員会条例の一部を改正する条例及び議員提出議案第2号平生町議会会議規則の一部を改正する規則の件を一括起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 . 決議案第1号

議長（平岡 正一君） 日程第5、決議案第1号三新化学工業株式会社平生工場における事故再発防止の徹底を求める決議の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。川本健吾議員。

議員（17番 川本 健吾君） それでは、御提案いたしております決議案第1号三新化学工業株式会社平生工場における事故再発防止の徹底を求める決議について御説明申し上げます。

町内企業である三新化学工業株式会社の平生工場において、先月24日、今月18日と硫黄添加剤製造プラントの火災が連続して発生しており、近接する本町住民が暮らしに不安を持ち、会社に対する不信感を増幅させ、また、住民の健康にも悪影響を及ぼしかねない非常に遺憾な事象が起きております。

三新化学工業株式会社の平生工場は過去にも人身事故を含む火災事故を数回発生させて地域住民に不安を与えており、その不安も消えないうちの今回の火災であります。

本議案は、地域住民の不安を払拭し、事故再発防止の徹底を求めるものであります。

現在、関係機関において立入調査が実施され、徹底した原因究明が行われるとともに、三新化学工業株式会社の本町住民に対する説明、情報提供など、真摯な対応を望むものであります。また、企業の社会的責任を自覚し、地域住民の信頼を踏みにじらないよう社員一人一人への安全教

育の徹底と再発防止に向けた取り組みを早期に実施し、二度とこのような不祥事が起こらないよう万全の方策を講じられることを強く要望するものであります。

以上、三新化学工業株式会社平生工場における事故再発防止の徹底を求める決議につきまして、今回13名の提案者を代表して提案いたすものであります。

議員の皆様方におかれましては、よろしく御審議いただき御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長（平岡 正一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、決議案第1号三新化学工業株式会社平生工場における事故再発防止の徹底を求める決議の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立全員であります。よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。（「議長」と発言する者あり）はい。（「議長、この際動議を提出いたします。ただいまからお配りいたします議員提出議案平生町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の審議を求めます」と発言する者あり）

ここで、暫時休憩します。

午前10時31分休憩

.....
午前10時33分再開

議長（平岡 正一君） 再開します。

お諮りいたします。ただいま、議員提出議案平生町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例が提出されました。これを議員提出議案第3号とし日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1．議員提出議案第3号

議長（平岡 正一君） 追加日程第1、議員提出議案第3号平生町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。川本健吾議員。

議員（17番 川本 健吾君） それでは、御提案いたしております議員提出議案第3号平生町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

御承知のように、平生町議会議員の定数につきましては、地方自治法第91条第1項の規定により、平生町議会議員の定数を定める条例において、現在、次の一般選挙から14名と定めておりますが、本議案につきましては次の一般選挙から14名を2名減じて12名とするものであります。

議員定数につきましては、平成11年地方自治法の改正により条例で定めることとなり、本町議会においては16人と定め、平成15年4月に実施された統一地方選挙から適用しており、次の一般選挙から2名減じ14名としているところでございます。

議員定数を定める要素は、議会が住民の代表機関であることにかんがみ、その選出母体である住民の数を考慮し、また、多元的な意思を統合し、町の意思を決定するにふさわしい規模であることが必要であります。現下の国の三位一体の改革等により、本町を取り巻く諸情勢、とりわけ本町の非常に厳しい財政事情等を考慮するならば、町民の皆様から負託を受けた我々町会議員としてもこのような現状を重く受けとめ、町民の皆様とともに痛みを分かち合い、議員自らが目に見える形で姿勢を示すべきとの認識のもとに、このたび定数をさらに2名減じて12名とする条例案の提出に至ったものであります。

以上、今回7名の提出者を代表して提案いたすものであります。議員の皆様方におかれましては、経過と趣旨を御理解のうえ御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

議長（平岡 正一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） それでは、議員提出議案第3号平生町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について御提案いただきましたが、少し質疑させていただきたいと思っております。

まず、これらの定数の問題に関しては、過去、議会としても真摯に議論してきたはずであります。その中で、過去においても14、12、その辺の定数の問題について議論をしていたのは、たしか昨年ですか、昨年だったというふうに記憶しております。その中で12という意見もそのときにあったと思うんですけども、そのときに、たしかこの提出者の方々の中にも反対の立場で議決された方がいらっしゃると思います。そういった時間的経緯の中で、なぜこのようなことになったのか、私自身として説明をもう少し詳しくいただきたいと思いますので、まずそのことを1点。

それと、議会の中でも議会改革特別委員会を継続して審議中であると思いますが、提出者の川本議員はその要職であります委員長という立場で皆さんの意見を反映させながら議論をしていかなければならない職責があると思います。そういうお立場を踏まえた上で提出者としてなられたのはどうなのか。その職責をどのように考えていらっしゃるのか。議会の中で議論をせずに取りまとめを行われた。基本的にはこの案には賛成いたしますけれども、私としてもその辺の経緯を詳しくお尋ねしたいと思います。

以上、2点のことについて提出者の方に意見をお伺いしたいと思います。

議長（平岡 正一君） 川本健吾議員。

議員（17番 川本 健吾君） 今の質疑に対してお答え申し上げます。

なぜ、現時点で12名にしたかということですが、現下の情勢をかんがみますと、職員給与のカット、また、うわさに聞けば職員の退職勧奨、いろいろ定かでございますが聞いております。さっきも提案理由で申し上げましたように、平生町の情勢が非常に緊迫しており、今さら議員歳費カットということは、次に議員になられる方はやっぱり生活のこともあるし、議員の品位を保つことも必要ですし、また、慶弔のお金も多々要ることありますから、今、議員の歳費をカットということはなかなか厳しいんじゃないか。それよりは、総枠で議員を2名、14名から2名減じた方が、総枠としても歳費削減になるんじゃないか。そういう理由で14名を12名ということをご提案申し上げたわけでございます。

2点目、私の立場でございます。議会改革調査特別委員会の委員長という立場でどうかということでございます。私も普段は一議員でございます。副議長という役職はございますけど。議会改革調査特別委員会の委員長という職権といえますか、それを盾に、ああとかこうとかということはおこがましいことでありまして、立場を離れて現在の諸般の情勢をかんがみて提案申し上げたわけでございます。ひとつよろしくお願いたします。

議長（平岡 正一君） 河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） ありがとうございます。ただ、私がお尋ねしたことの説明がなかったようなのでもう一度お尋ねするんですけども、なぜということじゃなくて、職員カット

とかうわさで定かでないことが根拠のように説明されています。なぜこの時間的経過の中でそのようにお考えになったのか。そのことを私自身としても提出者の方々に説明をいただきたいわけでありませう。

それともう1点ですけれども、やはり、委員長としての職責、議会の中でみんなで考えてやっていこうという職責にあるわけです。確かに一議員、私たちも同じ一議員ではありますがけれども、その職責を十分全うされていないような感じがいたします。その点についても、やはり議会の中で、当然議論をしていかなければならなかった問題であるにもかかわらず、動議というのは正当な手順ではありますけれども、議会の中での手順、紳士的なルール、これをむげにされたというのは委員長としてはいかなものか。私、今の答弁に対して申し上げます。再度、このことに関して川本議員が代表して提案されたわけですから、いま一度、川本議員のお考えをお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（平岡 正一君） 川本健吾議員。

議員（17番 川本 健吾君） それでは、御説明申し上げます。

今、なぜ12名かという質問でございます。さっきから説明しておりますように、巷間、皆さんも議員であられますから町内を回っておられると思いますけど、町民の方が言われるのは、どこの議会でもそうですけど、議員が多いと。日ごろ何しちよるんかと。テレビなんかで盛んに報道しております。特に、夕張問題が発生してから議会のことを非常にたたきといたしますが、通例の議会では1年間に60日ぐらいしか働いてないと。それで、議員は期末手当とか議員報酬が安いとか何とかいいながら、それを日々に換算すれば莫大な報酬じゃないかと。

よく聞くのが、議員が少ないからって町民が文句言うのはあんまり聞いたことはないですね。議員が多いというのはしょっちゅう聞きます。議員が少なくなったから町民の声が町政に届かんというのは聞いたこともないですね。また、提出議案の説明でも申し上げましたように、多元的な意思を統合し、いろいろな考え方がありますが、2名減ると、議員報酬カットするより町民の皆様が目に見えるわけです。議員報酬を今さらカットしたからって、なかなか町民の人には目に見えないわけです。定数を2名減じたということは町民が目に見えるわけです。町民の方は、議会も自分の身を削ってやっておるんじやから、この間から一般質問でもありましたように、町民の負担がものすごく多くなる。1月から定率減税が廃止されてまたおごるというふうな報道もされておりますけど、そういうふうに、町民の負担ばかりおごる。町民の負担軽減の一環としても、次の選挙で12名ということをご提案申し上げたわけでございます。

それで、私の立場でございますけど、これはそれぞれ考え方がございまして、さっき言いましたように、私も一議員でございます。議員という立場で提案申し上げているわけでございます。

以上で説明を終わります。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。吉國茂議員。

議員（11番 吉國 茂君） 御提案の趣旨はよくわかったつもりであります。ただ、今さっき河内山議員も言われましたように、議会改革調査特別委員会ができておりますし、その委員長の立場であられたわけですから、それを開催してこの話をするという意味はなかったのかどうか。日程的な問題なのか、動議でしかやる方法がなかったのかどうかを質問いたします。

議長（平岡 正一君） 川本健吾議員。

議員（17番 川本 健吾君） 吉國議員の質問にお答えいたします。

議会改革調査特別委員会ではなぜやらなかったのかということでございます。それも一つの方法ではございますけど、次の議会といえば3月でございます。この12月議会で議決しないと、3月議会で議決ということでは次の選挙の何には大変なわけです、期間がないですから。統一地方選挙で平生町の議会議員選挙の投票日は4月22日と決まっております。だから、立候補予定者、新人の方に幅を持たせなければ、3月議会で議決して4月22日の投票というんでは新しく立候補される方とか何かに非常にひんしゅくを買う、自分らが当選したいがためにせっぱ詰まって定数を決めたというふうな非難がないように、余裕を持つ意味で動議で提案して、この議会で議決していただきたいということで提案申し上げたわけでございます。よろしく願いいたします。

議長（平岡 正一君） 吉國茂議員。

議員（11番 吉國 茂君） 3月でなしにちゅうのはよくわかるんですよ。予算決定が急に悪化したからなのか、12月までに提出、そういう委員会が開かれなかったのか、スケジュール的にどうだったのか、その辺。川本議員が言われる3月じゃなしに12月というのはよくわかります。ただ、それまでにそういったことが審議できる委員会が開けなかったのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長（平岡 正一君） 川本健吾議員。

議員（17番 川本 健吾君） 議会改革調査特別委員会をなぜ今まで開けなかったかという趣旨であろうかと思えます。これ、私一人がいついつ議会改革調査委員会開きますというふうなことはできんわけです。あくまでも事務局と相談、いろいろな方々と相談しなければ日程というのは決めにくいわけです。そういう理由で、今まで議会改革調査特別委員会を開催できなかったわけでございます。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。淵上正博議員。

議員（2番 淵上 正博君） 議会改革調査特別委員会の件ですが、これ自体、民主的なルール

でいくと、委員会を開いてそれから議題に乗せる、これが民主的なルールではないかと思うんです。民主的なルールの面からどういうふうと考えられているのか。

それとあと2点、議員定数を12にすることによって議会の活性化がどれだけ望まれるのか。その件についてもひとつお伺いしたいと思います。

もう1点、議員必携を見てもみますと、12人ということは、上限にいたしまして2,000人未満の議会です。12というのはそういうふうになっているんです。この辺から、数の整合性の問題についてお聞きしたいと思います。

議長（平岡 正一君） 川本健吾議員。

議員（17番 川本 健吾君） 瀧上議員の質問にお答えいたします。

議会改革調査特別委員会、これは河内山議員、吉國議員にお答えしたとおりでございます。12名にすれば議会が活性化できるのかできんのかということでございます。それは、各議員の何といえますか自覚といえますか、によって、活性化につながると思います。

それと、数の整合性です。これは類似団体の田布施が1万6,000人です、国勢で。それで14名。ということは、議員1人当たりの町民の数が大体1,100人です。平生町が1万4,000人、12名で大体1,100人です。数の整合性は、類似団体ではほぼ同じと思うんです。議員の数、人口に比べて何名が果たして整合性があるのか、いいのかということとはなかなか難しい問題と思うんです。横浜市なんか人口は山口県民より多い人口を抱えておりながら、議員の数は90名です。ということは、1人頭の数にすれば莫大の1人の議員の横浜市民の数になるわけです。そういうことで、整合性は近隣団体とほぼ拮抗してある、つり合っている、このように思います。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） 瀧上正博議員。

議員（2番 瀧上 正博君） 私が議会改革調査特別委員会のことをお聞きしたのは、民主的運営に対してのことであって、その答弁をひとつお願いしたい。今、近隣の議員のことを言われましたが、この中にも書いてありますように、上限は全部決まっているわけです。その中で田布施がと言われましたが、上関を考えてみますと、あそこは4,000人です。議員は、たしか14人おられると思うんです。その辺もあるわけです。すべて田布施がどうだからと近隣のことを言うんじゃないしに、平生町のことを考えて、今から議会を活性化していくというのはどういうことなのか、そういうことを論議する場が議会改革調査特別委員会じゃないかと思うんです。その辺のことを民主的にどうなんかということ、ひとつお願いいたします。

議長（平岡 正一君） 川本健吾議員。

議員（17番 川本 健吾君） 2点お尋ねになったと思います。議会改革調査特別委員会をな

ぜ活用しないのか、民主的ではないではないか。動議提出でやったことを。それと、定数のことです。

定数というのは各自治体が条例で定めるものです、御存じのように。平生町の定数が10になるのが8になるのが、これは町民から選ばれた議員が決めることです。定数について12人になるのが10人であろうが、議会で決められたらそれに従わなければいけないと思います。

それから、民主的ではないじゃないかと。これも人それぞれ考え方がございます。吉國議員からも質問がございましたように、なぜ今まで議会改革調査特別委員会を開かなかったのか、こういうことに連動すると思うんです。これは吉國議員にお答えいたしましたように、いろいろタイミングの問題、また、私が単独で決めるわけにはいかない、るるの事情でそういうことになったわけでございます。よろしくお願いいたします。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。新本俊彦議員。

議員（1番 新本 俊彦君） 議員定数というものは代表民主制の根幹に関わる問題だと思いますので、定数の決定については拙速は避けるべきだというふうに思います。であるがゆえに、特別委員会で審議し、先般16名を14名に減じたばかりでありますし、拙速は避けるべきだというふうに思います。

提案説明の中に、昨今の自治体の財政状況、さらには住民あるいは町民のいわゆる議会に対する、あるいは政治に対する不信感があり、多くの自治体で今般の平成の大合併の中で議員定数の削減がなされているわけでありましてけれども、本町としても、確かにそういう一般の意見もあるやに聞いておりますけれども、それに安易に、安直に迎合していくということになると、それこそ議会の自殺行為になっていくんじゃないかというふうに思うわけでありまして。

今、本町の議会が負託されている課題というのは、合併への対応をどうするかという問題があるし、今、取り組みが進められております行財政改革をいかに進展させるか、あるいは、その中で町民との協働をいかに増進させていくかという大きな課題があると思うんです。ということは、議会そのものがあまねく町民の皆さんの意向というものを十分に議会の中で反映させていくということが極めて重要なんじゃないか。より多くの、より広範な意見を、議会の中に町政の中に反映させていくという観点から見ると、いたずらに議員の定数を削減するということはいかがなものかと思えます。

それから、財政の問題について「窮迫しているんで抑制を図らなければならない」というお話がありました。この件につきましては、過日、特別職報酬審議会の中で議員の報酬を減じたらどうかという答申がありました。しかし、その時点におきましては議会の活性化、あるいは議会そのものの主体性というものこそ重視すべきではないかということで現状の制度になっているわけでございます。いわゆる審議会の皆さんの意向というものに反して議会が主体的に決めたという

ことではございますけれども、いずれにいたしましても、町財政が窮迫をした中で身を削るということについてやぶさかではございませんけれども、だからといって、代表民主制の根幹にかかわるような問題を拙速に決めてしまうということについては禍根を残すことになるのではないかと。せっかく特別委員会が設置されているわけでありますから、その中で十分審議をしながら町民の皆さんにその内容というものを開示しながらお互いの民主主義的なルールの中で決定していくということが極めて大事なんではないか。ぜひ、そのことについてお互いの自覚というものを促していく必要があるのではないかとこのように思います。

議長（平岡 正一君） 川本健吾議員。

議員（17番 川本 健吾君） 新本議員の質問にお答えいたします。

私の記憶に間違いがなければ、平生町の4町村が合併した時点では、たしか議員の数は26名だったんじゃないかと思うんです、間違いかもわかりませんよ。それが22になり18になり、だんだん議員定数が減っていったわけです。パイは変わらんわけです。その定数が減ったとき、平生町において議員をなぜ減したかという何はひとつもなかったと思うんです。それは、町民がもろ手を挙げて歓迎したかどうかそれはわかりませんが、よくやったという声はあったと思うんです。そういう意味において、数を減すということについて町民の方から批判、非難を受けることは絶対ないと思います。

それと、合併云々と言われましたけど、町長の12月冒頭の話の中に、合併新法の終わりまで、21年までに合併の目鼻をつけると。このように話しておられました。合併すればまた選挙です。おまえが先走ったことを言うなと言われるかも知れませんが、今、数を減しておかないと、その時点で平生町がどのような選挙体制になるかわかりませんが、大幅に減ずるということになると、またこれは大変なことではございます。私がそんなことを言う必要はないんですけど、そういう意味においても今回2名減ずることに御理解いただきたいとこのように思います。よろしくお願いたします。

議長（平岡 正一君） 新本俊彦議員。

議員（1番 新本 俊彦君） 私が言わんとすることは、この段階でまた改めて議員の定数を減じるということは、いわば代表民主制というものの自殺行為になっていくのではないかとこのように言いたいわけであります。

といいますのは、確かに議員が多いという意見があることについても承知しています。しかし、問題は議員が多い少ないというよりも、いわば議会の活性化というか、その中でどういう内容の議論がされているか。町民の意向というものが十分に反映される形で運営されているか。あるいは、町が置かれている実態というものが町民に対して議会を通して十分に伝達されているか。いわゆる双方向で活性化されているかどうかという資質の問題になってくるんだろうと思うんです。

特に先ほど申しましたように、今本町が抱えている問題は、合併の問題を含めて行財政改革、あるいはこの時流の中にどう対応していくかという大きな曲がり角というか、大きな転機に差しかかっているということだと思います。それはあくまでも平成の大合併の趣旨にありますような内容を、いかに町民の皆さんに理解していただくかという問題と同時に、非常に窮迫した住民負担、行政サービスが低下するという状況の中であって、それをいかに最小限に食いとめていくかという課題が、同時にまた町議会にも課せられているんだらうと。そのことは、やはり特別委員会の中で決定している14名の構成でそうした趣旨を十分に踏まえた上で議会の活性化がなされるかどうかということが大きな課題になってくるんだらうと。ですから、町民の皆さんの一部かどうかはわかりませんが、議員が多すぎるということに対して迎合していくということが議会そのものがある意味での自殺行為ということになっていくのではないかと非常に懸念するからであります。

重複しますから多くは語りませんが、いずれにしても、毅然とした態度で議員は臨むべきであろうし、こうした問題は大きな課題を抱えているだけに、せっかく特別委員会が設置されているわけですし、特別委員会の中で現行の次期の定数が既に改定されているわけですから、そのことをやっぱり踏まえた対応が必要なんではないかということをおきたいと思います。

議長（平岡 正一君） 答弁はどうですか。（発言する者あり）ほかに質疑ありませんか。細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今、住民のそういった要望があるというお話でしたけれど、先ほど新本議員が言われたように、議会の視点につながるというか、議員が多いとか少ないとかというより、住民の目というのは働いてないというふうに私たちを見てらっしゃると思うんです。そういうことを言われる方は、議員が働いてない、議員が働いてない、議員の動きが見えてないということで、これは各自が襟を正さなくてははいけないことだと思います。

今、新本議員がおっしゃったように、今、町政が今とても大事な時期に来ている。大切な問題を議会で決めていかないといけない時期に来ているときに16から14、14から12というのが適正かどうかという問題。議員の資質もあるんでしょうけれど、議会は何のためにあるか、議員は何のためにいるか。特にこういった時代ですから住民の皆さんにしっかり説明していかないといけない。そのあたりも私たちの使命でありますし、また住民の声をしっかり反映していかなくてははいけないというのも私たちの使命です。議員が多いというのをしっかり聞いてそれを反映していくという言い方もあるんでしょうけれど、真意は何か。住民の真意は何か。いい町をつくりたい、そのあたりだと思います。それについてはどう思われますか。

議長（平岡 正一君） 川本健吾議員。

議員（１７番 川本 健吾君） 住民、町民の真意は何か。細田議員の質問でございます。町民の真意というのは、自分たちが安全・安心で生活が向上すれば、これが一番いい政治、町政です。これが町民の真意でございます。細田議員が言われますように、議員が働かんのじゃないか。そういう声も多々耳にします。それは、それぞれの立場、議員を離れているいろいろな立場がございますから何でございますけど、町民から議員は働かない、議員は何しちよるんか。そういうひんしゆく、非難の声が出ないように、少数精鋭主義でいけばそういう声も少なくなるんじゃないかと、このように思います。

以上でございます。

議長（平岡 正一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。河内山宏充議員。議員（８番 河内山宏充君） それでは、議員提出議案第３号平生町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をいたします。

この定数問題に関しては、過去、質疑の中でも申し上げましたけれども、私の立場としては１２人ということで意見をしておりました。その立場から言えば、この定数条例案については賛成ではございますが、その前に、人間として思っていることがあります。

まず、目的を持った行動を起こす以上、確固たる信念が必要ではないか。確かに結果がすべてではありませんけれども、その手順、経緯の中で、過去の経緯の説明が不足してわからないままで、私自身としても持論は１２という立場ではありますけれども、理解、また賛同するものではございません。

先般１６を１４、私もその中で１２という立場で議論をしましたが、１２という議論は、今後、議会をどうするか。また町政をどうするかという問題の中で持っていた私なりの意見ではあります。が、何度も申し上げますけれども、目的を持った行動を起こす以上、確固たる信念が必要です。今回の提案理由説明の中でも定かでないことが根拠として上げられておるように私は理解しております。

以上のことを踏まえ、基本的にこの改正する条例案には今回は反対をするものでございます。

以上です。

議長（平岡 正一君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議員提出議案第3号平生町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の件について起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（平岡 正一君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第3号の件は、原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第6 ． 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（平岡 正一君） 日程第6、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。会議規則第67条第1項の規定により、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、お手元に配布の文書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（平岡 正一君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

・ ・

議長（平岡 正一君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成18年第6回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前11時19分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 正 一

署名議員 川 本 健 吾

署名議員 鍛治原 重 雄